

法務・検察行政刷新会議（第7回）

議事録

第1 日 時 令和2年11月12日（木） 自 午後 1時31分
至 午後 4時31分

第2 場 所 法務省第1会議室（20階）

第3 議 題 1 「我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための
方策」についての議論（続き）
2 「検察官の倫理」及び「法務行政の透明化」についての補充的な議論
3 その他

第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○保坂事務局 それでは、ただいまから法務・検察行政刷新会議の第7回会議を開催いたします。

座長、お願いいたします。

○鎌田座長 本日は皆様、大変御多用中のところを御出席賜りまして誠にありがとうございます。

まず、本日の委員等の出欠状況について確認をいたします。本日は金指委員は御欠席です。また、富山委員は午後2時頃から途中参加される予定です。さらに、山本和彦副座長におかれましては午後2時30分頃、小林オブザーバーにおかれましては午後3時頃、山本隆司委員におかれましては午後3時50分頃に、それぞれ所用のため御退席の予定と伺っております。皆様に御発言の機会を設けるように進行に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

「我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための方策」これにつきましては、前回御議論いただきましたが、その際に引き続き今回も議論をするというふうにお伝えしていたところでもあります。それに当たりまして、まず、前回の会議で追加説明の要望があった事項等につきまして、当局から説明してもらおうことにいたします。

前回の会議では、第1に、カルロス・ゴーン被告人の国外逃亡を受けた対応以外の対外的な発信の取組状況について、第2には、法務省のウェブサイトで公表された「日本の刑事司法制度に関するQ&A」と、独占禁止法審査手続についての懇談会における法務当局の説明との間で、弁護士立会いに関する説明内容が異なる理由について、それぞれ追加説明の要望がありました。また、第3に、本日の会議に当たり篠塚委員から発言補助資料が提出され、最高検察庁監察指導部における取調べに関する苦情申立ての処理状況についての説明を求める旨の記載もありました。そこで、これらの点について当局から説明をしてもらいたいと思います。

それに先立ちまして、もし篠塚委員から御発言がありましたら、お願いをいたします。

○篠塚委員 取り上げていただきまして、どうもありがとうございます。

従前、取調べの立会いについて、録音・録画があるからいいのではないかという議論があって、では、現実にそういう録音・録画の下における取調べで問題がなかったのかということで、日弁連の方で不適切と認められた事案を少し集めました。やはりこういう集めること自体が非常に難しいといえますか、検察を批判するというのはなかなか難しいので、これは本当にごく一部、暗数はたくさんあるという前提でお聞きいただければと思います。

事例を4件挙げております。これもなかなか、事件を特定してプライバシーを侵害しないように、かなり抽象化しております。そういう前提でお聞きください。

1番目は、取調べにおいて黙秘権を行使する被疑者に対して、人格権を否定し、かつ弁護士との信頼関係を破壊するような言動が報告されたということです。内容を言いますと、薬物事案なんですけれども、黙秘する被疑者に対して、きちんと本当のことを話さないと反省していないように見える、自分に不利益なことをちゃんと全部話して、正しい人間としてすべきことがあるだろう、本当のことを話さないでおきながら子育てなんてできない、母親と

して恥ずかしくないのかと非難したりとか、君が何も話さなければ、僕が手元にある証拠から起訴、不起訴を判断するしかない、このままだと営利目的で起訴するしかない、前の事件ではどうなったか知っていますよね、起訴後の接見禁止もついています、最悪の結果だったのでないの、その結果を負うのはあなたですよ、話さないことで損をするのは弁護士ではなく君だよ、これに対して弁護士から検事正及び担当検察官宛に苦情を申し入れたんですけども、何らの回答もなかったということでございます。

2番目の事例は、余り言うとも時間がなくなりますので、はしょって言いますけれども、黙秘権を行使する被疑者に対して検察官が人格を否定するような侮辱的な発言をしたと。同一性障害の関係の人なんですけれども、性別は女だけど、男として生きていくというんだったら、やったことに責任を持つ男らしさを見せた方がよいというような発言があったということでございます。これについては、弁護人の苦情に対して別の検察官から後日連絡がありまして、確認した結果、弁護人が指摘したとおりの事実がありましたという回答があり、担当検察官に注意をしておきましたとの回答がありました。

それから、3番目は、黙秘権を行使する被疑者の態度を批判して暴言を吐いた事例、これは殺人被疑事件だったんですけれども、黙秘権を行使する被疑者に対して、人一人殺して何を開き直っているのか、黙秘しますで通ると思っているのか、反省しているやつは黙秘なんかしないんだ等、かなりの暴言があったわけで、これに対して弁護人が検察官に抗議文を送ったところ、検察庁の方から、取調べ録音・録画を確認したところ上記の発言があったと、これを認めた上で、確かに行き過ぎた言動がありましたという回答があったということです。

4番目は、これも黙秘権を行使する被疑者に対する対応なんですけれども、幼い子供を死なせてしまったという被疑事案なんですけれども、検察官が黙秘する被疑者に対して、亡くなった赤ちゃんに対する罪の意識はないのか、仏壇に手を合わせられるのかなどと迫ったということで、これについては検察庁からの回答は、申入れにかかる発言は認められたけれども、被疑者に話すきっかけを与えようとしたもので、不適正とは認められないという回答があったと。

こういうのを前提に、我々が調べているのはもう少しあるわけなんですけれども、4例を挙げましたから、検察庁の指導監察部の方でもっとたくさんの事例を受けられると思うんですけれども、苦情の内容と、それに対する監察指導の有無、監察指導の内容について明らかにして、今回の弁護士人会いについての審議に御協力いただきたいということでお願いをしたものです。よろしく申し上げます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの篠塚委員の御発言も踏まえ、当局からそれぞれ御説明を頂きます。よろしく申し上げます。

○杉原大臣官房国際課付 法務省大臣官房国際課の杉原でございます。前回、座長から御指摘がありました、カルロス・ゴーン被告人関連以外の点や、本会議に関することを含めました対外発信について、改めて御説明させていただきます。

前回も御説明申し上げましたけれども、我が国の刑事司法制度に関しましては、外国要人等との会談や各種会議の場等を用いて、理解を深めていただくための説明を随時行っているところです。本年3月以降におきましても、例えば、在京の各国大使館とのミーティングの機会等、様々な機会を捉えて、我が国の刑事司法制度についての対外的な説明を重ねてきた

ところでは。

本年9月には、森前法務大臣の発案により、森前大臣自ら、我が国の刑事司法制度についてオンラインによる講演を実施いたしました。この講演につきましては、ユーチューブ法務省チャンネルにおいて御覧いただくことができますが、概要を申し上げますと、銃の発砲事件の件数や法執行の過程で亡くなった方の人数を挙げつつ、ある国の刑事司法制度において見られるものと他国におけるものとを比較することはほとんど意味がないことを指摘した上で、我が国における有罪率が99%であることにつきましては、検察官が十分な証拠に基づき、合理的な疑いを超える程度に有罪の証明が可能であると確信した場合に限り起訴すること、被疑者を逮捕するには、現行犯人として逮捕する場合を除き、逮捕状の発付が必要であるなど、我が国の刑事司法制度においては、被疑者・被告人に多くの保護が与えられていることに言及しております。

その上で、助言や提案、批判に対して常に開かれていなければならない、そのために、専門家、学者、法律実務家、民間部門の方々と共に刑事司法などについて議論するための「法務・検察行政刷新会議」を本年7月に設置したことに言及しております。この森前大臣の講演につきましては、法務省といたしまして、在米日本大使館を通じるなどして周知し、講演への参加を広く呼びかけ、米国内の方を含む150名以上の方々の参加を得ることができました。

来年3月には、京都において、第14回国連犯罪防止刑事司法会議、いわゆる京都コンGRESSが開催されます。この京都コンGRESSは、各国の犯罪防止・刑事司法分野の専門家等が集う会議であり、この場を活用して、我が国の刑事司法制度についての情報発信も行いたいと考えております。

法務省といたしましては、引き続き、我が国の刑事司法について国際的な理解を深めるための取組を進めてまいりたいと考えております。

私からの御説明は以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

では、次に法制管理官室からお願いいたします。

○鷓鴣刑事局刑事法制管理官室企画官 法務省刑事局刑事法制企画官の鷓鴣でございます。

私からは、第6回会議において、紀藤副座長から、法制審議会において被疑者の取調べへの弁護人の立会いの制度が導入されなかった理由について、独占禁止法審査手続についての懇談会第4回で法務省が提出した資料と法務省ホームページに掲載されている「日本の刑事司法制度に関するQ&A」の間7に対する回答とで説明内容に違いがあるのではないかと御指摘を頂きましたので、その点に関して当局の考えを御説明させていただきます。

まず、御指摘の独占禁止法審査手続についての懇談会は、学識経験者や独占禁止法に係る分野の有識者、具体的には経済団体、労働組合、消費者団体の関係者等の方々により構成され、平成26年2月から12月までの間、内閣府において開催されたものです。

この懇談会では、公正取引委員会が事業者に対して行う行政調査手続に関し、専門的・技術的な観点から議論が行われることが想定されることから、当省から提出する資料中、取調べへの弁護人の立会いに関する法制審議会における議論の状況についても、独占禁止法違反の行政手続と一般的な刑事手続との異同に留意しつつ、有識者の方々による議論に資するものとなるように、刑事手続において弁護人の立会いを認めることに積極的意見とともに、消

極の意見として、取調べの機能への影響など捜査・公判の実務に関わるものを中心に、具体的には、被疑者の権利として取調べへの弁護人の立会いを認める以上、どのような事情であれ、弁護人が立ち会えなければ取調べを行うことができないとの意見や、取調べという供述収集方法の在り方を根本的に変質させて、その機能を大幅に減退させるおそれがあるとの意見、取調べの機能や取調べ以外の証拠収集方法の在り方等の相違を無視して諸外国と比較するのは相当ではないとの意見を取り上げて、御紹介しました。

これに対し、Q&Aでは、我が国の刑事司法制度になじみのない国民の方々のみならず、海外の方々にも、制度の背景を含め正しく理解していただくとの観点から作成したものであり、取調べへの弁護人の立会いに関する法制審議会における議論の状況についても、弁護人の立会いを認めた場合に取調べの機能に及ぶ影響という専門的、技術的な側面に関する意見だけではなく、我が国の刑事司法制度の基盤ないし背景に関わる意見として、被疑者から十分な供述が得られなくなることで事案の真相が解明されなくなるなどといった事態は、被害者や国民の理解を得られないとの意見についても併せて御紹介することとしました。この点は、直接の被害者が想定されない独占禁止法の行政調査手続との異同を考慮し、懇談会の資料ではあえて言及しないこととしたものであります。

このように、独占禁止法審査手続についての懇談会に提出した資料とQ&Aとでは、作成の趣旨、目的が異なっており、取調べへの弁護人の立会いに関する法制審議会における議論の状況についても、それぞれの趣旨、目的に沿うように記載したところであります。

私からの御説明は以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、3番目に篠塚委員からの御質問等についての御説明をお願いします。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） 刑事担当の官房参事官をしております大塚でございます。篠塚委員からの御発言、資料につきまして、関連して御説明をさせていただきます。

篠塚委員の御発言、それから提出いただいている資料の方では、取調べの録音・録画がなされていたにもかかわらず、取調べにおいて検察官に不適切な発言が認められたとされる事例が記載されておまして、最高検の監察指導部が把握している取調べに対する苦情及び監察内容を具体的に明らかにしてもらいたいという御要望を頂いたところでございます。

この点につきましては、個別事件における捜査の具体的内容に関わるというところがございますので、対外非公表とさせていただいておりますことから、当局としてお答えしかねることを御理解いただければと存じます。

その上で、御指摘に関連いたしまして、検察における取調べの録音・録画の実施について御説明をさせていただきます。取調べの録音・録画は、被疑者の供述の任意性等についての的確な立証を担保するとともに、取調べの適正に資するために実施されているところでございます。

資料1を御覧いただければと思います。これは、平成27年度から令和元年度までの検察における取調べの実施状況を整理した統計資料でございます。最高検察庁のホームページに掲載されているものでございます。

昨年の6月に取調べの録音・録画を法律上義務づける制度が施行される前から、検察の運用により4類型、すなわち、1つが裁判員裁判対象事件、それから、検察官独自捜査事件、そして知的障害者に係る事件、精神障害者等に係る事件において取調べの録音・録画が実施

されておりまして、また、そのほかにも一定の事件について試行として取調べの録音・録画が実施されております。

資料1の第1、概況の表のとおり、平成31年度・令和元年度におけます法律上の取調べの録音・録画制度の対象事件、すなわち裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件ということになりますが、こちらでの録音・録画の実施件数の合計は2,801件となっております。制度の対象事件では全てにおいて録音・録画が実施されております。また、法律上の制度以外に運用として実施している件数は、平成31年度・令和元年度には合計で10万579件となっております。2枚目以降には各類型の実施状況の詳細が記載されておりますので、御参照いただければと思います。

続きまして、法務省におきましては、先ほど述べました平成28年の刑事訴訟法等改正法の附則により義務づけられた、いわゆる施行3年後の検討に資するため、取調べの録音・録画を実施した事件であるかどうかを問わず、また、検察での取調べに限らず、警察での取調べも含めまして、捜査段階における被疑者の供述の任意性が公判で争いとなった事件、被疑者の供述調書の取調べ請求が却下された事件について、全国の検察庁から報告を受け、調査をしております。

資料2を御覧ください。これは、今申し上げました調査の平成29年から3年分の結果をまとめた資料であります。飽くまでも暫定的な件数でありますけれども、平成29年に第一審判決があったのは5万4,835件ですけれども、そのうち任意性が争いとなったのは0.1%の68件、供述調書の取調べ請求が却下されたものが6件でございます。続いて、平成30年に第一審判決があったのが5万3,569件ですが、任意性が争いとなったのは0.09%の47件、供述調書の取調べ請求が却下されたのは2件でございます。さらに、平成31年・令和元年におきましては、この年に第一審判決があったのが5万1,964件でございますけれども、任意性が争いとなったのは、その0.1%に相当いたします48件、供述調書の取調べ請求が却下されたものが6件ございました。

本日の会議におきましては件数を暫定的に取りまとめてお示ししておりますが、取調べの録音・録画の制度の在り方を含めまして、取調べの規律の在り方を検討する上では、どのような事件でどのような理由で供述の任意性が争いになったのか、供述の任意性がどのような方法で立証され、どのような理由で採用され、または採用されなかったのかについて調査し、分析することが不可欠であると考えております。

供述調書の取調べ請求が却下される理由には様々なものがあり得、取調べの方法に原因があるというものもあれば、録音・録画が行われていない取調べの場面に原因があるものもあり得ますし、取調べの方法以外に原因があることもあり得ます。そのため、制度の在り方を検討する上では、相当の期間、幅広く多くの事例を収集し、それらを分析して、実態に即した対応策を検討する必要があります。そのためにも施行後3年間の実施状況を勘案して検討を行うこととされております。法務省といたしましては、その施行3年後の検討に資するため、引き続きこうした調査を継続し、より多くの資料を収集していくこととしております。

私の方からは以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、まず、ただいまの3つの御説明に対して、まとめて、質問を受け付けたいと思いますので、よろしく申し上げます。御発言される方は、ウェブで参加されている委員等に

発言者が分かるよう、お名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。

それでは、篠塚委員。

○篠塚委員 どうも御説明ありがとうございます。最初にお願いして聞きたかったのは、検察官に対して何か指導がなされているのかどうかという、要するに、余り適切でないと考えた事例について、検察庁の方でどういう指導がなされているのかということをお聞きしたいのですけれども、それはお答えできますか。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） 監察指導の結果の一般的な指導ですとか注意が行われているということについては、これまで御説明したとおりということでございます。

○篠塚委員 その程度といたしますか、どういう影響が、ただ口頭の注意だけで終わっているという理解でいいのですか。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） すみません、どのようなイメージを持たれておっしゃっているのでしょうか。

○篠塚委員 例えば、懲戒まで行かないにしても、人事上の不利益が課されるようなことになっているのかということです。

○井上委員 それについて、私の方からよろしいですか。

監察指導と人事上の懲戒はラインが違うんです。監察指導は捜査・公判の適正を図るためのものなので、どんな事実があったのかということ調べて、どう改めるべきかということ指導する。具体的には地検の方で指導させるんですけれども。それに対して懲戒の方は、これは人事権者の方がすることであって、用いられる材料は共通するんですけれども、リンクはしていない、そういう制度になっています。

○篠塚委員 では、懲戒の方はいいとして、懲戒に至らないでもいろいろな注意はできるはずなんですけれども、検察庁としての。それはどういうふうに反映されているんですか。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） すみません、個別具体の指導の状況につきましては、やはり個別の案件になってしまいますので、つまびらかにすることは難しいかと考えます。

○篠塚委員 分かりました。

確認ですけれども、身体拘束を受けていない被疑者については録音・録画がほとんどなされていないという理解でよろしいですね。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） すみません、ほとんどというのが程度の話でございまして、何ともお答えしづらいところなんです。

○篠塚委員 では、どれぐらいなされているかでもいいのですけれども。

対象にはされていないわけですよ。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） 直接の対象といたしますか、これは実施しなさいということでの録音・録画の対象とはしてございません。

○篠塚委員 それから、いわゆる参考人についてもそうですよね。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） 参考人についても同様で、被害者、参考人については必ず録音・録画を実施しなさいということになってございません。

○篠塚委員 なっていないのですけれども、仮に、行われている分もあると思うのですけれども、そのときはいわゆる全過程の録音・録画ではないわけでしょう。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） それは個別事案ごとに判断されているものと承知しております。

○篠塚委員 だから、対象事件については全過程ということにしているけれども、身体拘束のない被疑者だとか、それから参考人については、いわゆる全過程の録音・録画だとか、原則として録音・録画しないという形で進んでいるという理解でいいですね。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） 運用上、全過程を録音するというような取扱いとはしてございません。

○篠塚委員 だから、録音・録画で一定の効果があるということは私どもも認めているわけですが、ただ、範囲が狭いのではないかと、もっと広げていくという立場は弁護士会としては考えているわけなので、足りない部分はもちろんあるし、それから、録音・録画されたとしても問題の部分は残っているのではないかというのが私どもの見解なので、それは違うということであれば、もう少し説明していただくと有り難いですが。

○鎌田座長 補足の説明はありますか。

○大塚大臣官房参事官（刑事担当） なかなか難しいかと考えます。

○篠塚委員 では、結構です。

○鎌田座長 ほかの御質問はございますか。

○紀藤副座長 紀藤の質問に答えていただき、ありがとうございました。ただ、事実関係が誤っているのではないかということ的前提とした評価ではないかというふうに思われるので、質問します。

私がお配りした資料4に添付の報告を見ていただければと思います。これは独占禁止法審査手続についての懇談会の第4回の議事録です。前回、徐オブザーバーが出された資料にも添付されていましたが、この議事録を見た限りは、被害者の話であるとか国民世論の話、具体的な言い方としては、「このような事態は被害者や事案の真相解明を望む国民の理解を得られないなどの意見が示されたため」、というのが法制審の議論としてあったというような書き方がされてることに、そういった説明は一切なされていないんです。

先ほど鶴鶴さんが言われた、趣旨、目的が異なるという発言をされましたけれども、念のためですが、この5ページを見ていただければいいんですけれども、当時この懇談会に出られた法務省の山元裕史、当時の法務省刑事課長、それから、保坂和人さん、当時の刑事局刑事法制管理官室参事官で、この会議の事務局に入っていられる方ですが、この方々の質疑の内容を見る限りは、この線を引いたところを見ていただければ分かるとおりに、そういった被害者の話であるとか、国民の理解が得られなくなるなどの発言はないわけです。それから、レジュメにもないわけです。そこは前提なんです。それが趣旨、目的が異なるということは、それは一つの説明になっていると思うんですけれども、大事なことはそこではなくて、5ページの下のところの注を見ていただければいいと思うんですけれども、これは法制審議会の新時代の刑事司法制度特別部会、つまり、この会議の前にあった検察の在り方検討会を受けて法制審内で作られた部会で「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」というものを平成25年1月に出している。この中身の当該部分の全部抜粋が下に付いています。ちょっと長いですが、大事なので読みます。

被疑者の取調べへの弁護人の立会い。被疑者取調べへの適正を確保するとともに、被疑者において供述するかどうか、あるいは供述調書に署名押印するかどうかを弁護人と相談の上で判断できるようにして、弁護人による援助を十分なものとする必要があります。また、諸外国でも被疑者取調べへの弁護人の立会い制度を導入しているところが多いことから、被疑者取

調べへの弁護人立会いを認めるべきとの意見があった。これに対しては、被疑者の取調べに弁護人を立ち合わせることを被疑者の権利として認める以上、どのような事情であれ弁護人が立ち会えなければ取調べを行うことができないこととなるし、何よりも、取調べという供述収集手法の在り方を根本的に変質させて、その機能を大幅に減退させることとなるおそれ大きい、取調べの機能や取調べ以外の証拠収集手段の在り方等の相違を無視して諸外国と比較するのは相当ではない等の反対意見もあり、一定の方向性を得るに至らなかった（注2）。

検察及び警察の運用においても、被疑者等から弁護人と接見したい旨の申出があった場合には直ちに弁護士等に連絡し、また、弁護人になろうとする者等からの申出があった場合、直ちにまたはできる限り速やかに接見の機会を付与することとされているところであるが、弁護人による援助は、まずはこうした接見を通じて十分なものとなるよう図られるべきであると考えられる。

また、このたび取調べの適正確保に資するものとして、被疑者取調べの録音・録画制度を導入することとしているところであるが、取調べへの弁護人の立会いについては、それ以上に取調べへの支障が大きいとして強い異論があることから、当部会における結論を得ることは困難であり、その要否、当否も含めて別途検討されるべきである。

注2として、また、被疑者が取調べに先立って弁護人から助言を得て、刑事手続に関する知識を持って取調べを受けることができるようにするため、取調べの前に弁護人の助言を受ける機会を保障する仕組みを設けるべきとの意見もあったが、これを被疑者の権利とする以上、結局、弁護士の助言を受ける機会を得られるまでは取調べを行うことができない仕組みとせざるを得ず、そうすると、捜査への支障が大きい点で弁護人の立会い制度と変わりはないとの意見もあり、やはり一定の方向性を得るには至らなかった。

こういうふうにかかれていて、つまり、この説明がこの懇談会で示されているわけなんです。だから、今の説明は、私は正に趣旨がずれていると思います。法制審のこの中間意見の基本構想においても、被害者の話であるとか国民の理解の話はどこにも出てきませんので、つまり、先ほどの趣旨、目的が異なるという説明自体が私は事実と反していると思うので、もう一度、それはきちんと説明していただかないといけないと思います。

○**鶴岡刑事局刑事法制管理官室企画官** お答えいたします。御指摘いただいた点は、正しく特別部会の基本構想というところでございまして、こちらは特別部会における議論の結果としての文書かというふうに心得ております。私が御説明させていただいたのは、懇談会において法務省としてその議論を御紹介するに当たって、何をどのような考えで御紹介したかと、それと、Q&Aにおいて法制審議会の議論を御紹介するに当たってどのような考え方だったかということについて、それぞれ趣旨、目的が違ったということを御説明したものでございます。

○**紀藤副座長** 紀藤ですけれども、今のは説明になっていないと思います。だって、基本構想を前提に、この中身は質疑されているんですよ。つまり、5ページの（注5）というところは、正に、本文を見ていただければ分かるとおおり、このときは山元さんが発言した内容を（注5）で打ってあって、指摘してあります。だから、5ページの本文の最終行のところ。それから、同じように保坂さんも当時説明してまして、それは11ページに同じように、法制審議会の議論で中間取りまとめということで、下から6行目の話として説明されている

わけであって、懇談会の設置目的は趣旨と目的が異なるというのは、それはそれで理解できる場所なんですけれども、今お聞きしているのは、法制審の議論としても、こういった国民世論であるとか被害者の話だとか、正確に言った方がいいと思うんですが、「事案の真相解明を望む国民の理解を得られない」という表現はどこにもなされていない。だから、この文章が付け加わったことを正に、そごがあるのではないかということで質問しているんです。

○**鷓鴣刑事局刑事法制管理官室企画官** 基本構想に記載されているものは、当然、法制審議会における議論の内容ですが、それ以外にも法制審議会においては時間を掛けて回を重ねて議論しておりまして、その中でこの弁護士の立会いに関してなされた議論を踏まえて、Q&Aでは御紹介をさせていただいているところです。

○**紀藤副座長** そうすると、その部分がどこなのかを説明していただかないと分からないと思います。付け加えられるということは、何らかの根拠があることが前提だと思うんですけれども、何も根拠がないのであれば、それを付け加えられる理由がないと思うんです。特にここは、被害者の話もそうですけれども、事案の真相解明を望む国民の理解を得られないという、この評価は何を根拠にされているのかというのが分からないことを前提に聞いているんです。何らかの統計があるとか、あるいは世論調査があるとか、そういうことが実際にその法制審議会で審議されたのかということだと思いますけれども。

○**鷓鴣刑事局刑事法制管理官室企画官** 法制審議会の特別部会の会議の中で、第14回会議において被疑者の取調べへの弁護人の立会いということも議題となっておるのですけれども、その中で、被害者支援団体の理事を務められていた委員の御発言などもあったところで、そういった議論がこの会議においてなされたことを踏まえたものです。

○**紀藤副座長** 私もその被害者の話があるのは承知しているんです。国民の理解が得られなくなるという、その評価なんです。だから、被害者には様々な意見があることは承知しています。私も被害者の権利の問題を多数やっていますし、殺人御遺族の弁護活動もたくさんやっていますので、そのこと自体分かります。被害者の中にもいろいろな意見があることも承知しております。ですけれども、国民の理解が得られなくなるという評価というのは、それとは全然別の次元だと思っておりますので、そこから先は私の意見になってしまうから、もう言いませんけれども、先に質問した方がいいと思うので。だから、法制審議会でそういう議論があったという根拠になっているものがどこにあるのかを提示していただければ納得できるんです。提示がないまま言われても、それは抽象論で、空中戦なので、できれば私のように資料を提示して発言していただきたいと思います。

○**鷓鴣刑事局刑事法制管理官室企画官** すみません、ただいま直ちには資料として御用意しておりませんが、議事録の箇所などについては、後ほど御用意することはできます。

○**紀藤副座長** よろしく申し上げます。

○**鎌田座長** 議事録の該当箇所等は、この会議が終わるまでに分かれば、それを示していただければと思います。

○**篠塚委員** 1点、質問を。

○**鎌田座長** 篠塚委員。

○**篠塚委員** 頂いている資料2の最後のページの、第一審判決があった事件のうち任意性が争われた事件数、というところなんですけれども、任意性が争われた事件数、それから、調査の取調べ請求が却下された事件数という中には、例えば、参考人の取調べ請求が却下された

もの、あるいは参考人の調書の信用性が争われた事件数というのはこの中に入っているんですか。入っていないという理解でよろしいですか。

○**鷓鴣刑事局刑事法制管理官室企画官** お答えいたします。こちらの表の任意性が争われた事件数と調書の取調べ請求が却下された事件数は、内数の関係でございますので、調書の取調べ請求が却下された事件というのは被疑者供述調書と御理解ください。

○**篠塚委員** だから、これは飽くまでも被疑者の問題であって、例えば村木さんの事件なんかだと参考人の調書が重要になって、要するに、他人の発言で自分が処罰されるかどうかという話になるわけで、そういうものについては当然、録音・録画もされていないことが多いというわけですから、この中に入ってこないという理解でいいわけですね。

○**鷓鴣刑事局刑事法制管理官室企画官** この中には入ってございません。

○**篠塚委員** ありがとうございます。

○**鎌田座長** 後藤委員。

○**後藤委員** ありがとうございます。直接今日の御説明に関してではないのですが、せっかく法務省からおいでいただいているので、弁護人の立会いの運用について質問してもよろしいでしょうか。

いわゆる任意の取調べ、つまり身体拘束していない被疑者の取調べの場合に、私が聞いているところでは、弁護人が検察官の取調べに立ち合わせてほしいという申入れをしている例はかなりあるようです。理屈で考えると、この場合、身体拘束していないので、取調べに無理やり応じさせるわけにはいかないの、本人が弁護人を立ち合わせてくれれば取調べに応じますと言うなら、取調べをしたければ、立会の希望に応じざるを得ないような気がします。けれども、そうやって弁護人が立ち会ったという事例を全く聞いたことがないです。どうしてそういう運用になっているのか、その理由は分かるでしょうか。

○**鷓鴣刑事局刑事法制管理官室企画官** 前回の会議に吉田から御説明させていただいたとおり、法務省として事例について把握しているものでもございません。また、方針とかそういったものの存在も承知していないところでございますので、お答えしかねるところでございます。

○**鎌田座長** ほかに御質問はいかがでしょうか。

特に御質問がなければ、御説明いただきましたお三方とも業務があるようですので、ここで退席をしていただくかと考えていますが、よろしいでしょうか。

それでは、当局は退席いただいて結構です。どうもありがとうございました。

これ以降は議論に移りたいと思いますが、その前に、本日私からお示いたしました「たたき台」について簡単に説明をしたいと思っております。

本会議におきましては、これまで森前法務大臣が示された三つの検討の柱に沿って議論を進め、なお本日も議論を続ける予定ではありますが、これらの検討の柱についてのひとわたりの議論を尽くしつつあるところかと思っております。

そこで、本日の議論に当たりまして、前回の会議でも申し上げましたように、これまでの議論を整理して、更なる議論に生かしていただくとともに、取りまとめのイメージのようなものを皆様と共有させていただきたいと考えて、今回このたたき台を作成し、御参考に供した次第であります。

まず、全体の構成につきましては、最初に「1. はじめに」として、まだ中身は書いておりませんが、本会議の開催経緯や取りまとめの基本的な考え方について述べた上で、

2, 3, 4でそれぞれ三つの検討の柱についての議論状況を記載し、最後に「5. 結び」として、これもまだ中身を御提示できておりませんが、議論の結果を踏まえた今後への期待なり、御意見がきちんとまとめられれば、提言という形のもを記載していきたいと考えているところです。

その上で、この2, 3, 4の三つの柱につきましては、これまで一つの検討の柱についての議論の区切りに当たりまして、私の方から、極めて簡単ではありますが、議論の小括としてお示ししてきたとおり、方向性について皆さんの意見が一致した事項については、この点では意見が一致したという記載にし、なお多様な意見が示されている事項につきましては、主な意見を項目別に整理して掲げる形によりお示ししております。これらは飽くまで前回までの御議論の状況を踏まえて作成したものでありますから、更なる御議論の結果、方向性として意見が一致する部分が増えるということはありませんが、前回までの御議論を拝見した限りでは、なお多様な意見が示されている、意見が分かれている事項も少なくありません。

その一方で、上川法務大臣も、森前法務大臣も同じですけれども、スピード感を持って意見集約をしてほしいということと、同時になるべく幅広い意見を最終的な成果物に盛り込むことが今後の法務・検察における検討の素材として有用である、こういうお考えをお持ちですので、一本に意見がまとまらないものについても、仮に少数であっても、有益な示唆を含む意見は拾い上げていく。こういうふうな形で取りまとめをイメージすると大体こんな形になりますということをお示しさせていただき、委員、オブザーバーの皆様方の御意見を更に促していきたいと、こういう意図を持ってお配りした次第です。

なお、三つ目の検討の柱であります「我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための方策」に関しましては、本日も議論を続ける予定にしておりますので、あえて御意見を集約するような形にはせず、羅列的に並べるというような形で記載をしておりますので、本日の御議論におきましても、この3本目の柱についてのこれまで出された意見を踏まえて、補足的な、あるいは、更にこれを充実させるための御意見を賜ればと考えております。

これがたたき台についての御説明であります。このたたき台自体について何か御質問がございましたら、お願いいたします。

篠塚委員、お願いします。

○篠塚委員 形式ですけれども、テーマとしては検察の理念と法務行政の透明化の問題があると思うんですけれども、やはり世間の関心というのは、今回始まった経緯を見ると、法務行政の透明化のところはかなり本来、関心が高くて、今回もまとめりとしてはここは非常にいいので、こっちを先にして、次の、もちろん刑事の方は3番目でいいんですけれども、2番目に検察の倫理にした方が、流れとしてはどうか、理解がしやすいのかなど。検察の倫理のところはいろいろ議論もいっぱいあって、まとめりが悪いようにも見えるかもしれないので。そういう意見です、すみません。

○鎌田座長 分かりました。

質問としては、以上でよろしければ、意見の中で質問も含めたものをお出しいただけるかと思っておりますので、このたたき台の内容、あるいはその構成の在り方等も踏まえて御意見を頂ければと思います。

まずは前回の続きということで、三つ目の検討の柱であります「我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための方策」について、引き続き御議論を頂きたいと思いをします。

なお、この検討の柱のうち、特に刑事手続に関わる具体論に関しましては、後藤委員ほかの方々からヒアリングの提案が前回なされております。これにつきましては、本日皆様から御意見を伺った上で、ヒアリングをする必要があるかどうか、それを実施することが妥当かどうかというようなことについての判断をしたいと思いをしますので、この点についても併せて御発言を頂けるようお願いいたします。

なお、時間に限りがありますので、1人当たりの発言時間が5分を過ぎた場合には、その旨、事務局からお知らせいたしますので、簡潔におまとめいただきたいと思いをします。ウェブ参加の方には事務局から紙が入れられませんので、是非自らの御判断で5分程度でまとめていただくようにしていただければと思いをします。

なお、最初に御報告申し上げましたように、本日は金指委員が御欠席でありますけれども、金指委員としては自分の意見を書面で提出するということでしたので、資料4の中に入れていただいております。ヒアリングについては不要であるということ、および、なるべく早く委員の意見を整理して法務省に提示すべきであるという御意見を出されております。

また、山本副座長も、最初に申し上げましたように、2時30分には御退出ということで、ここで御意見を述べていただいた上で御退出いただければと思いをします。よろしくお願いをします。

○山本副座長 恐縮です。それでは発言をさせていただきます。発言の時間が間に合わないかなということも懸念しましたので、資料4の一番最初のところに、若干の意見ということで、運用による弁護人立会いの問題とヒアリングの問題について、私の述べたいことを書いておりますので、基本的にはこれを御参照いただければということで、発言は簡潔にしたいと思いをします。

前回、弁護人立会いの問題について、制度論としてはなかなかここで検討するのは難しいかもしれないけれども、運用によって積極的に運用することが考えられないかというような御意見が出ていたかと思いをします。ただ、私は恐らく現在、運用による立会いが可能だとしても、実際にはそれが行われていないとすると、やはり運用する立場にある現場の捜査官にとって問題点が感じられているのだらうと思われ、その問題というのは、恐らく制度論において指摘されている懸念というのと重なり合う問題なのではないかというふうに思っております。そうだとすれば、結局この運用論をどうするかという問題は制度論と絡み合わざるを得ず、制度論で論じられている問題、課題を克服することなく、積極的に運用すべきだというような提言を当会議として出すことは、やや無責任な感じがするというふうに思われますし、また、それが現場で取り入れられるということもなかなか考えにくいのではないかというふうに思いをします。

そういう意味では、現段階で、運用によるものであっても、この弁護人立会いについて一定の方向性を示すということは、やはり適当ではないのではないかと。繰り返しここで議論されていますように、3年後見直し等の機会があるということでもありますので、その機会に、弁護人立会いの問題も含めて刑事手続全体の在り方について、ここで示されたような多様な観点も踏まえて検討を頂くということが相当ではないかというふうに思いをします。

それから、ヒアリングについては、これは繰り返し私が発言したことがここで書かれてあることです。基本的には、やはりヒアリングをするについては、そのテーマについてこの会議内で取り上げていく、十分に議論していくということ、そして、その議論に基づいて一定の方向性で何らかの合意ができるのではないかと一応のやはり見通しがあるということが前提になるのではないかと、そうでなければヒアリングに応じていただく方にも失礼にもなりますし、無計画に行き当たりばったりでヒアリングをしたかのような印象を与えるということは、会議体の信頼も損なうおそれがあるのではないかとこのように思っているところであります。

会議の現状を私が見たところでは、やはりなかなかその問題を取り上げて議論をして、最終的に一定の方向性を出すということは、この刑事手続の問題、弁護人立会いの問題もそうですし、刑事手続全体の問題についても、やはりなかなか難しいということではないかと思えます。そういうことからすると、当会議においてヒアリングをするということは必ずしも適当ではないだろうというふうに考えております。

○鎌田座長 ありがとうございます。

小林オブザーバー、もう少し時間おありのようですが、もし、よろしければ、今御意見を伺っておきますけれども、いかがでしょうか。

○小林オブザーバー 御指名ありがとうございます。私の方からも今回、発言補助資料を1枚だけ提出させていただきました。すごく短い、1枚にも満たないようなものですので、こちらを今回は読み上げさせていただくことによって発言に代えさせていただければと存じます。

民間オブザーバーとしてここまでの議論を伺ってきまして率直に持った感想は、検察の皆様、それから日弁連の皆様の御見解が幾つかの課題につき真っ向から対立しており、毎回、会議ではそれぞれの御主張を展開されるものの、歩み寄りですとか相互理解の姿勢に若干欠けていらっしゃるよう見受けられまして、このままでは正直、何も変わらないのではないかなというふうな印象を持っております。一人の国民として、このことを深く憂慮しているということを正直に申し上げます。

教育現場で日々、世界80か国から集う、次世代を担う若い世代に対して私たちが言っているのは、相互の立場に固執して違いに捉われるのではなくて、双方が目指すより大きな共通の目標に目を向けて、そこに近づくためのすべを建設的に話し合うべきだということです。この会議体で、私たち大人もまた、是非その観点から、どうすれば共に一歩を前へ踏み出すことができるのかということを実際に議論できたということに切に願っております。

その上で、国際社会からの理解を得るという目標については、例えば取調べへの弁護人立会いについて、1、現行の法制度上では特段これを妨げるものではないものの、事実上は恐らく一度も実行されたことがないこと、2、これまでの議論では「もしも」実行した場合に想定されるデメリットが繰り返し主張されてきましたが、想定されるメリットも比較的容易に想像できることなどに鑑みて、まずは試行した上で客観的にメリット、デメリットの双方を改めて議論することが前述の第一歩というものにつながるのではないかとこのように感じました。

よって、試行がなされる場合の仔細な条件等については、法制審など専門家の皆様方のお集まりにて御議論いただけるものと思っておりますが、ここでは一人の国民として、そして森元大臣のお言葉を借りるならば、身柄を拘束され、取調べを受け、または犯罪の被害者となり得

る我が国の刑事手続の当事者の一人として、できれば座長様にたたき台の御修文を御検討いただけないかというふうに存じます。

具体的には、7ページの「議論の結果」という一文の最後に、「なお、国外から指摘が集中している取調べへの弁護人立会いについては、現行の法制度下でも特段これを妨げるものではなく、担当捜査官の裁量で弁護人立会いを認めることができることを確認した」と、ここだけは書き込めるのではないかというふうに思いました。

以上です。ありがとうございました。

○鎌田座長 ありがとうございました。

それでは、富山委員、お願いします。

○富山委員 ありがとうございます。一応私も、紙は届いているかな、大きく3点、2点と1点なんですけれども、申し上げたいと思います。今の小林さんの話につながるんですけれども、私の問題意識は、もうとにかく法務・検察、重すぎます、何を議論するにしても。時代の流れについていけないですよ、正直言って、そこがちょっと今回、がっかりしているポイントです。悪いけれども、法律家の先生方、頭が固すぎると思いました、正直。私も法律家の端くれなので、ストレートに言わせてもらいます、内輪、身内気分と言わせてもらいますけれども、頭が固すぎ、これではもうこんなデジタル時代、グローバル社会についていけないです。それで、何点か申し上げます。

一つ目、今の話と重なるんですが、この会議において意見の一致した点として、さっきの弁護人立会いの担当捜査官の裁量という話はちゃんと書いた方がいいと思います。その上で、その裁量権をより広く適正に行使するための弁護人立会いの試行的運用って、確かに制度的な制約はあるにしても、そんなことを言っていたら、3年後もきっと似たような抽象的、観念的な議論が繰り返されるんですよ。絶対前に進まないです。だから、やはり日々刻々と変化する世界と日本の動向から取り残されていって、結局、国民の福祉に対して真に奉仕できない刑事司法制度になってしまうので、やはりこれは試行しなければ駄目ですよ。今はとにかくトライ・アンド・エラーの時代なんだから、これをやったからって別に被疑者の権利侵害にならないはずだから、これはそんなリスクないんだから、やったらいいですよ。普通やりますよ、だって今、特区とかそういうところでどんどん社会実験を先行させているわけだから、POCやってくださいと思います。これは本当に強く懸念しています。

それから、もう1点、要するに、ヒアリングって村木厚子さんの話ですよ。僕は、あの当時と同じ議論をすることは意味がないけれども、明確に一つの意義があって、もう10年前ですよ、あの在り方会議。もう10年たっているんですよ。この間の法務・検察の改革スピードについてどう見ておられるかというのは、僕は是非聞きたいです。というのは、村木さんはあの事件の当事者であるとともに、彼女自身が制度的な改革課題を抱えながら、経路依存性の壁でなかなか苦労している厚労省の事務方のトップでもあるんですよ。だから、非常にバランスの取れた見方をされる方なので、その方から見て、この法務・検察の一連の改革スピードがどうなっているかという評価を僕は是非聞きたいです。これは本当に大事だと思っています。

次に、共通の課題なんですけれども、私はこの20年間ぐらい霞が関周りのいろいろな改革に関わってきました。私もそちらの側にいたこともあるので、法制度や行政運用が過去からの継続性とか整合性とか、未来に向かっての予測可能性が求められるので、慎重にならざ

るを得ないことはよく分かります。特に法務・検察の管轄領域はそういう要請が強いです。

ただ、その一方で時代の変化が激しくなっていくので、丁寧に議論を積み重ねてやっと合意形成されて運用に付された時点では、既に時代後れになって有効に機能しないという展開を何度も見てきました。今進行中の行政のデジタル化も実は危ないんです。要は、役所自身の変容力が日本はちょっと低すぎ。これを異次元に高められないと、多分デジタル化も同じ轍を踏む危険性があります。一生懸命やって5年たってみたら全く時代後れのものになってしまっている可能性があります。

実際そうしたスピード感に対する懸念は、僕はすごく企業統治をめぐる会社法改正について持っていたんです。なので、申し訳ないけれども、法務省をすっ飛ばさせていただいて、金融庁の幹部や有力な政治家と話し合っ、ガバナンスコード、ソフトローを先行させて改革を加速する方法に協力しました。案の定、会社法改正は後からついてきたんですよ。申し訳ないけれども、この展開は法制審議会にとってシェームですよ。我々みたいな素人に先行されて、後から法律が追いかけるなんて、これは本当に恥ずべきことです。こんなことは法制審議会がさっさと先にやるべきなんです。

それから、この間、コロナ禍でデジタル革命とサイバー空間を中心にグローバル化は猛烈に加速していますから、これはもう社会の在り方、人の生き方が根本から今、変わりつつあります。役所の側に制度改革、このスピードについていくこと自体が国民福祉の実現の必須条件ですよ。だから、政府部門として改革改善、イノベーションに係る迅速性、柔軟性について、抜本的な組織能力の飛躍が世界的に求められているんです、今。

今回の会議に参加させていただいて、これはもう小林さんと全く同じで、改めてその中でもやはり法務・検察は重厚すぎます。申し訳ないけれども。裏返して言えば、私たちの今回の、むしろ、これがアウトプットだと思って、今回の報告書に法務・検察の破壊的变化、不連続の変化を進行する、社会動向、世界動向の感度をもっと上げてください、法律家の皆さん。法律家だから、ドメスティックな学問だからついてこられない、もうそうではないですよ。迅速かつ果敢に制度、運用の変更を行えるダイナミックで若々しい組織にぜひとも変わってほしい、法務・検察も。要するに、非権威主義的で非伝統固執的な役所に大変容することを私は盛り込んでもらいたいと思っています。それこそが、破壊的危機と破壊的イノベーションのこれからの連続に、こういうことは続きますよ、僕はコロナで終わりではないと思う。そういう時代において、国民の福祉の最大化に奉仕するための最も重要な改革課題だと私は改めて思いました。これはもう小林さんと全く同じ意見です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかに、引き続き皆さんから御意見を伺っていきたいと思います。

鵜瀬委員。

○鵜瀬委員 鵜瀬です。幾つかまとめて申し上げてもよろしいでしょうか。

非常に個別の論点になってしまいますけれども、たたき台の9ページのところで、○の三つ目のところですけれども、制度全体として議論すべきという表現がありまして、恐らく私の意見もここに取り込まれているのかなというふうに思います。この点についてのバランスの意味なんですけれども、私が言おうと思っていたことは、刑事訴訟法全部がそうだと思うんですけれども、真相究明と人権保障のバランスの上に成り立っている制度なので、バランスをそういうつもりで使っています。ここでは、もしかしたらいろいろな制度のバランスと

いうふうに使われているのかもしれないが、それは、もしかしたら河合委員の御発言がそういう趣旨だったのかもしれないので、そこでの折り合いはこだわりませんが、できれば真相究明と人権保障のバランスの中で議論すべきというようなニュアンスがもう少し出るといいなというふうに思います。

それから、ヒアリングの点ですけれども、何か提言をしていくとすればエビデンスは必要だと思っております。それから、刑事手続を見直すべきかどうかの議論をするかどうかというところで今、皆さんの意見が少し違っているわけですけれども、刑事手続の見直しの検討というのは必要だと思うんです。それはどうしてかという、人権感覚というのは時代に依って変わってきているものだと思います。これからも変わっていくんだと思うんです。例えば、男女別に調べるというようなことだって、ジェンダーに関しては、もしかしたら男でも女でもないというセンスを持った方とかをどう扱うとか、いろいろ新しい課題が出てきていると思います。それから、テクノロジーがどんどん変わってきますので、これは犯罪をする側のテクノロジーも変わっていると思いますし、調べる方のテクノロジーも進歩しているという面もありますので、そういうことを取り込んでいくということも必要だと思います。それから、国際的な批判を受けているとか、そういうのがあるとするれば、いずれにしても刑事手続は今の最高で、絶対変えてはいけないということはないので、見直しの議論というのは必要だろうと思うんです。

しかし、先ほど申したように、真相究明と人権保障のバランスを取って刑事手続が成り立っているとすれば、それはもう全体的に見るべきだろうというふうに考えておまして、一つ一つ個別分野ごとに議論していくというものではないだろうというふうに思います。なので、全体の見直し計画の中にヒアリングを位置づけるというのは大いにやった方がいいと思うんですけれども、全体の展望がないときに一つだけ、あるいは1人だけやるというのは余り適切ではないのではないかとこのように思います。

それから、小林オブザーバーから修文の提案がありました7ページですけれども、ここはそのような修文をされることには私はニュートラルなんです。書いた方がいい面もあれば、制度論にならなくなってしまうという別な問題も出てくるかなと思うので、それも考えた方がいいと思うんです。ここに加えて、3年後の見直しをするときに、今回非常に皆さん関心を強く持っていらっしゃる弁護人立会いの件も検討対象に加えるということ、もし一致できれば、ここに入れてはどうかというふうに考えています。

今検討すべきとおっしゃっている方もいらっしゃるもので、3年後の見直しに入れるということについて合意できるかどうか、私は分からないんですけれども、制度の見直しとして検討対象とすると、その結果が必ずしも立法に結びつくかどうかは分からないわけです、運用でできるかもしれませんので。ですけれども、3年後見直す、かなり大掛かりな見直しを予定されているとすれば、そのときに必ず弁護人立会いの点も入れるというようなことを、そこが合意できれば、そういうことをしてはどうかというふうに思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

小林オブザーバー、ヒアリングについての御意見も伺っておいた方がよろしいのではないかと思いますけれども。

○小林オブザーバー ありがとうございます。ヒアリングについては、こちらの方はかねてから申し上げているとおり、メリット、デメリットを客観的に判断できる材料として、有益で

あれば行うべきだという立場なので、富山さんの御意見のとおり村木さんがベストなのか、あるいは、その後に10年間でいろいろな検察の皆様方の改革なども行われてきているというふうには存じ上げていますので、その上で、もう少し直近でいろいろな改革を経た後の事例で、もう少しメリット、デメリットについて客観的なエビデンスを提供していただけるような方がいらっしゃれば、その方でもいいのではないかと思います。やはり、まず一步を踏み出すために、いろいろな材料を持ち寄って、客観的に話し合いながら、前へ前へ進んでいけたらいいなというふうに思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは次の御意見、後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。問題になっている弁護人の取調べへの立会いについて、追加的な意見を申し上げます。

前回、それから今回の今までの議論で、現状においては担当検察官の裁量に委ねられている、ただし、その裁量についての基準のようなものを示したものはないということのはっきりしました。かつ、一つも実例はないか、近い状態であることも分かったと思います。そうすると日本では検察官も弁護人も、弁護人が立ち会った取調べを経験したことがないわけです。これから先は小林さんや富山委員の意見とも重なりますけれども、その中でいきなり法律を作ろうという議論をしても、それぞれ主張が観念的になって、対立が膠着状態になって終わるとというのが今まで繰り返したことです。そこを打開して議論を前に進めるためには、少しでも試しにやってみることが大事だと思います。そのやってみた経験に基づいて、制度化した方がよいか、あるいは、するとすればどんなふうに組立てたらよいかを議論すれば、より建設的な議論ができるのではないかと思います。

振り返ると、取調べの録音・録画に対しても、初め捜査官たちは、取調べの妨げになるとすごく反対されていました。しかし、試しにやってみると、そんなに心配したようなことにはならず、むしろ捜査官にとってもいろいろ有益であるという意識になってきて、次第に抵抗は弱まって、2016年の法改正に至っています。現在ではむしろ検察官の方が積極的に録音・録画するような状況が生まれています。これはやってみると意外に前に進むという例です。だから、弁護人の立会いについても同じような経過をたどる可能性は高いと思います。

ただ、担当検察官の裁量に任されているという、法務省の公式見解があっても試しにでも立ち合わせている例がないのが現状です。それは現場の検察官たちが、取調べに弁護人を立ち合わせてはいけないという不文律みたいなものを感じているからでしょう。確かに検察官の立場になってみると、裁量の指針もない状態で、自分が全国で初めて立会いをさせるみたいなことは、すごく勇気が要るだろうというのは容易に想像できます。ですから、試行を実現するためには、検察官たちをこういう不文律から解放することが必要なのだと思います。

そのために、例えばですけれども、検事総長から検察官たちに対して、取調べに弁護人の立会いを許す場合にはこういう点に配慮してくださいというような形の通知を出していただくことが適切ではないでしょうか。この刷新会議の意見としてこのような提言ができれば、運用を前進させるきっかけになり得ると思います。

先ほど山本副座長の御意見で、制度化ができないものは運用でもできないのではないかと話がありました。けれども、運用でやるときには検察官の側がいろいろな注文を出せ

るわけです。たとえば、「弁護士さん、立ち会ってもいいけれども、ただしこの約束を守ってください」みたいな、いろいろな条件をつけることもできます。なので、制度化ができていない状態でも運用ですることは十分可能性があると思います。

○鎌田座長 それでは、太田委員、よろしいですか。

○太田委員 今回の発言補助資料を拝見していますと、井上委員が非常に包括的に発言補助資料を作成しておられまして、私の意見も井上委員の補助資料に書かれているものとほぼ軌を一にするものであります。何点か補足的に申し上げたいと思います。

取調べへの弁護人の立会いの件ですけれども、もともとかねてから刑事司法制度そのものについて、この会議のような構成、当局の代表者も不在というような構成で、短期間のうちにやるのは、場としてふさわしくないのではないかと申し上げていますけれども、弁護人の立会いというような局所的な議論に限って取り上げると、なおさらそうではないかということを感じております。取調べの立会いについて検討する必要があるかどうかという、まずそのスタートラインもあるんですけれども、検討する場としては、例えば法制審議会のような場において、しかも、先ほど鶴瀬委員の御意見にもありましたが、刑事司法制度全体の検討の中で取り上げられるべきものであるということをおもいますので、そこは重ねて申し上げたいと思います。

それから、このたたき台の表現の中で、9ページのアメリカの事例の紹介、私はアメリカでは弁護人が実際に立ち会っての取調べはほとんど行われていないという運用と聞いておりますが、いずれにしても、弁護人等の立会いを認めることはこういう形に近づく可能性が否定できませんし、捜査手法に制約が非常に大きい我が国においては捜査が著しく困難化する懸念がどうしても払拭できないと考えます。

なお、大陸法の国についても若干話が出たと思いますけれども、ドイツにしてもフランスにしても、大陸法系の国というのは裁判官が主体となって職権的、糾問的に捜査をする仕組みですので、大分趣を異にしますし、これも聞いた話で恐縮ですけれども、ドイツでも実際に弁護人を立ち会わせて取調べを行う例はほとんどないと聞いているところであります。

それから、取調べの試行ということについて、先ほど来、幾つか話が出ていますけれども、立会いというものに対する捜査機関側の懸念というのは恐らく、私が申し上げているように、捜査そのものに大きな支障を生じてしまうという懸念だろうと思います。結果として刑事責任を問うことができないような事態になれば、実際の事件というのは実験台で行われているのではなくて、実際に被害者がいて、というような事件ばかりであります。そういう実際の事件を題材にして実験的に試行するというのはいかなるものかと、捜査側が捜査が立ち行かなくなるという懸念を持っている限りは、その懸念が払拭されない限り、なかなか試行というのは難しいのではないかと、この点は山本副座長の御意見のとおりだろうと思います。

自白事件のように固い事件であればという話もあったかと思いますが、自白事件で被疑者が途中から否認に転じた結果、その否認の理由とか弁解を解明するために多大な捜査負担を強いられたという事例も幾つも経験しておりますし、そういうことを考えますと、運用上支障のない事件というのはなかなか現実には想定し難いのではないかと申しております。

仮に制度論として論ずる場合は、これも井上委員の補助資料の中に書いてありますけれども、やはり山本委員のおっしゃられる真相究明の方の機能ですね、これとのバランスという

のを見て考えていく必要があるでしょうし、真相究明という点から行けば、もし弁護人の立会いを認めるのであれば、勾留期間をより長くするとか、あるいは録音・録画についても、直接証拠としての能力を認めるとか、そういった点も含めて議論していく必要があるのではないかと考えます。

もう2, 3, 申し上げたいと思います。小林オブザーバーと富山委員の議論もありました。確かに我が国全体的に改革のスピードが遅いというのは、感覚としてはそうなのかもしれませんが。刑事司法制度の議論というのを見てみますと、法制審で長きにわたって議論されたんですが、これが積み重ね、収れんという方向に向かわずにいる、残念ながらそういう実態はあるのかなと思います。こういった点は、更に今後の議論の中で活かしていくべきだと思います。小林オブザーバーの修文意見ですけれども、海外から指摘が集中しているというのは、果たしてこれは評価の問題として、そうなのかなというのがありますし、それから、富山委員もおっしゃっていましたが、捜査官の裁量に委ねられていることを記載すべきとの御意見も、捜査機関にいた人間としてはかねてからそのように理解していきまして、別に争いがあったわけでもなく、紀藤副座長の資料の中にもそのように書かれているということですので、特にあえて書く必要性がよく分からないところがあります。

時間超過して恐縮です。あと2点ほど。警察における取調べの録音・録画について、たたき台の中に意見がありますけれども、録音・録画については、法制審議会でも議論があったように、例えば組織犯罪の捜査についてはネガティブな影響があるので、運用上これを除外しているとか、あるいは、被疑者が録音・録画に抵抗があると言って拒否する事例もありますので、全ていいことばかりかという、そうでもないということを前提に考えていく必要もあると思います。警察の取調べは非常に膨大なものがあって、これ全部に録音・録画というのは果たして現実的かというような点も論点としてはあろうと思います。

最後に1点、ヒアリングの話でございましてけれども、私も山本副座長の意見に賛成でありまして、やはり趣旨、目的とか、その方向性というのを前提にしないと、ヒアリングをやっても、それが成果につながるかということに疑問がありますので、あえてやる必要はないのではないかと考えます。

○鎌田座長 河合委員、お願いできますか。

○河合委員 弁護人立会いの試行ですね、試しにやってみたらどうかという御意見なんですが、制度の試行というのは、その制度導入の必要性が高まったことを前提として、それが可能か、駄目かという検討をするために、慎重な配慮の下で行うというものと考えます。現状、制度の導入について、いまだ賛否両論が激しく対立していますので、そういった状況の下で、行すべきだというような意見には私は直ちには賛同しかねます。

この点、後藤委員は録音・録画も最初は検察の反対があったのではないかとということをおっしゃっていますが、当時は捜査における重大で深刻な不祥事があったことから、何としても検察の改革が必要だったという状況があって、それで、では録音・録画ということをやってみようという必要性が高まったと思うんです。それと今回の状況とは、やはり状況が違うのではないかとというのが私の意見です。

今、太田委員がおっしゃった弁護人の立会いの問題ですが、試しに行ってみようというのは、刑罰を科すかどうかという重大な手続の一場面ですから、これを試しに行ってみるかというのは安易にすぎるのではないかとというのが私の意見です。

それから、ヒアリングの実施ですが、私の立場は、弁護人の立会いの問題は我が国の刑事司法全体に大きな影響を及ぼすことから、それのみを取り出してこの会議で議論することには賛成できません。したがって、この会議においてヒアリングを行う必要性はないものと考えます。また、仮にヒアリングを行ったとしても、それをこの会議で更にどう生かしていくのかというイメージがどうも私は湧かないんです。その意味でもヒアリングを行う必要性は乏しいというのが私の意見です。

○鎌田座長 篠塚委員、御意見を。

○篠塚委員 井上委員が言われたらどう言おうかと思って、待っているのですけれども。いろいろ書かれていますから。

○井上委員 提出資料については、これを読んだという前提でお話ししてよろしいですか。

○鎌田座長 はい、どうぞ。

○井上委員 まずヒアリングの点から一応、お話ししておきますと、前も言ったように、私は村木さんとか現場の検事、熱心な弁護士、このヒアリングは不要という意見です。その理由については、本日も反対意見を言われている多くの方々とおおむね同じところになります。

少しだけ付け加えると、発言補助資料に詳しくに記載しましたので、後ほどご参照いただければと思いますが、要するに、立会いの問題というのは刑事手続全体の見直しの中で検討すべき問題であるので、ヒアリングをやるのであれば、立会いを進める側の観点だけではなくて、もう少し世界的な目で、世界各国では被疑者の取調べがどんなふうな刑事手続の中で働きをしているのかとか、我が国では認められていない捜査手段がどんなふうに使われているのか、その結果、どんなふうに入権を守りながら犯罪と闘ってきているのか、そういういろいろなパターンがあるということを知ってもらうという観点で、そういうヒアリングをするというのは意味はあると思うんですが、それは準備もかなりかかることで、この会議体でやるのは、その先の出口を考えると荷が重すぎるので、やはりヒアリングは反対かなと思っていますところでございます。

それから、富山先生が改革スピードについて聴きたいとおっしゃっているのは、それはそれで私も個人的には関心がありますけれども、その改革スピードは結局、刑事手続の改革、村木さん御本人が体験したところに基づく改革のスピードということであれば、結局同じ、今の刑事手続改革の話になりますので、だとしたら、それは3年後見直しでいろいろなデータが集まったところで本格的に議論すべきことなので、その段階ですべきこと、この会議体で中途半端にする必要はないと考えております。

それから、次に、篠塚委員からいろいろ資料が出ておまして、私も非常に興味深く拝見いたしました。刑事局からの説明もありましたように、取調べの録音・録画は運用も含めまして、身柄事件においてはもう非常に行き渡ってまいりまして、警察の事件とか、あるいは録音・録画していない事件も含めて、任意性が争われる事件、却下される事件もほとんどなくなっているということで、不適正取調べの撲滅について相当な効果があったということはお認めいただけるのではないかと思います。さはさりながら、数は少ないけれども一部に不適切な取調べが根絶されていないということは、これは否定し難く、また遺憾なことだと思っておりますが、その対応をどうするのかという問題だろうと思えます。

私の現場での体験に基づく実感としては、このような不適切な取調べは、検察の組織風土の表れというような根深い問題ではなくて、一部の検察官の思慮の足りない捜査行為が散発

的に表に出ていると、そういう段階というか、そういうような現象だろうというふうに私には認識しております。したがって、まずもって監察指導を十分に行って本人を改善教育して再発を防止するとともに、その不適切事例については検察官全体で情報共有して、研修でも活用して、より一層適正な取調べの実現、要するに、そういう不適正調べゼロを目指して努力を続けると、そういう位置づけがよろしいかと思えます。

この点、篠塚先生のペーパーを見ておきますと、結局、弁護士が立ち会って、そこでチェックして違法捜査を防止すべきだというような御意見でございましたけれども、録音・録画の導入効果が相当程度あるということも踏まえたと、立会いの導入というのは、大議論になるような、言わば大手術の問題でありますので、そういうことをする前にまずもって、現在行っている録音・録画の実施状況の調査分析ですね、録音・録画による違法、不適切な取調べの抑制の機能というのはどの程度なのか、それはどこかに限界があるのか、限界があるとしたら、それを更に進めるためには、実施の方法とか、対象の範囲とか、そういうものにもっと工夫の余地がないかとか、そういう実践的な検討をしていく方がまず先でありまして、それはすぐできることでもありますので、そちらの方からやっていくべきであって、付け加えますと、監察指導と苦情申立てとセットにして、これを一層機能させる、充実させるということが重要でありますので、あるいは、その制度でも不適切、不十分なところがあれば、それを更に改善していくということは、今後将来にわたって、弁護士会と検察庁と協力して、よりよい適正な取調べを進めていく上では大事な営みになりますので、その辺は長くうまく続けていく必要があるだろうと思っております。

それから、篠塚先生のペーパーはもう一つ、こんな違法、不適正取調べがあるんだから、行為規範を具体的なもの、詳細なものを決めて、不適正な取調べを抑圧すべきだと、そして、違反があったら懲戒の対象とすべきだという御意見がございました。この点につきましては、発言補助資料の2枚目のところにちょっとだけ書いておいたんですけども、詳細な行為規制、がちがちな規制をかけて縛りつけて、そこに懲戒の威嚇を用いるという、言葉は悪いですけども、そういうやり方は結局、現場の職員を萎縮させるだけで、検察活動を不必要に低下させ、正しいところまで低下させてしまう、そういう副作用が深刻な問題になることが懸念されまして、むしろ監察指導で適正な取調べ能力を図ることの方がベターだろうと思うということでございます。

この点、現場の経験で行きますと、検察は弁護士業界とは異なりまして、日々、事件処理を通じて決裁官が同じ人を指導し続けられる、ずっとフォローできる。ちょっと何か問題な調べをしたなという検察官がいたら、検事正も自席から録音・録画のデータをすぐ見られるんです。ですから、そうやって、あいつ直っているかなというのを私も随分見ていましたので、そういう意味では非常に手厚いフォローができますので、その監察指導の効果というのはそれなりに期待できると私は思っておりますので、そういうものをまず生かして行って、懲罰というよりは指導して、よりよくさせていくのがいいかなと思うところでございます。

あと1点だけ補足しますと、現行法の下でも違法、不適正な取調べについては懲戒処分の対象にはなり得ますので、懲戒という意味では十分現行法でも機能しますので、あえてそういうことをする必要はないのかなと思うところでございます。

時間が来てしまったので。

○鎌田座長 少し進行が予定より早く進んでおりますから、ほかの委員の方も、補足があれば、

お願いします。

○井上委員 では、一度区切りまして、運用の試行の問題はまた別途議論させていただきます。

○鎌田座長 分かりました。

○篠塚委員 今日、監察指導部の方で、どういう措置をしているかとか、どういう内容かというのをお聞かせいただければ、井上委員がおっしゃったことも大分理解できたかもしれないのですけれども、結局これは全部お答えできないということだったわけです。我々の方に出てきている例を今日、ペーパーでお示ししましたけれども、それが違うということでもないとなると、普通に見ればかなり、井上委員がおっしゃっていることと違って、深刻な事例も散見されていると思います。それから、最初に申しあげましたように、警察、検察に対して異議申立てをするというのは、普通の人はできないですよ。ましてや取り調べられている人が簡単にそんなことができると思う方がおかしいので、本当に氷山の一角が出ているというふうに見ることもできるのではないかな。もちろん井上委員が長い経験の中でおっしゃっていることですから、敬意を持って接しなくてはいけませんけれども、監察だけに任せて大丈夫だということも、また今日のお話を聞く限り、証拠はないというふうに、不足といえますか、どちらかよく分からない、あるいは、やはり問題はあるのではないかと思います。

それから、日本はちゃんとやっているんだ、日本の仕組みの中でやっているんだということに対して、小林委員から御指摘もありましたので、国連の規約人権委員会とか、あるいは拷問禁止委員会が、この20年来にわたって繰り返し、捜査の問題、取調べの立会いが無いということに対して意見を言っているわけです。あるいは、韓国、台湾と、日本とほぼ似たような制度のところ録音・録画もやり、立会いもしていると、そういう国から見て、それから、IT化も向こうも進んでいます、日本も進めなくてはいけませんけれども、ITを活用すればいろいろなことができるのに、現状を変えるには全てを見なければ何もできないということはおかしいわけで、やはりできるところからやっていく必要があると思います。

それから、日弁連と法務省、検察庁が協力していろいろやることはあると思うんですけれども、では協議をしたらどうなんだと、立会いについて、裁量というけれども、実施が難しいんだったら、協議を始めて、どういうふうに裁量で検察官が立会いを認めるのかと、協議を始めて、今、例えば日弁連が最高検に申し入れたところで、多分相手にしてくれないと思うんです。でも、この会議で、日弁連と法務省、最高検は立会いの運用、要するに、検察官の裁量に任されているけれども、それについて協議をしたらどうかという提言をするだけでも、随分状況は変わるのではないかなというようなことを考えております。

○鎌田座長 それは、日弁連としてそういう提案があったという受け止め方をしているのですか。

○篠塚委員 はい、結構です。

○鎌田座長 日弁連からの提案であると。

○篠塚委員 はい。日弁連の承諾を得ているわけではありませんけれども、反対する人は余りいないと思いますけれども。

○鎌田座長 分かりました。

徐オブザーバー、御意見をお願いします。

○徐オブザーバー ありがとうございます。私は発言補助資料はありませんので、端的に述べ

させていただきます。

今まで議論されてきた中で、弁護人立会いの点については、小林委員や富山委員の修文の提案自体に私は特に異存ない立場でございます。この2人の内容というのは、基本的に政府当局が前回頂いた回答と同じことだと思っております。なので、これに反対するというのは、制度として認められていないが禁止されてもいない弁護人立会いについて、運用の裁量としても認められないという、政府とは若干異なる意見なのかなと思っておりますので、そちらを提言書に残すということになるのかなというふうには思います。この点は別に併記いただくことは問題ないかなとも思うんですが、政府の解釈とは別にそういった解釈となっているという書き方にしないといけないのかなというふうにも感じました。

そのほか、山本副座長だったり鶴瀬委員のおっしゃっているようなことにも私は特に異論はなく、仮にこの会議体ではなく、次の3年後見直し等について議論していただくべきアジェンダがある場合には、そのアジェンダを明記した上での提言をちゃんとやらないと、しっかり扱っていただけないと思っておりますので、その点はむしろ、次の見直しの際には必ず取り上げていただくようにするための提言を残さないといけないというふうに思っております。

最後に、ヒアリングについてなんですけれども、私自身の立場としては、民間の委員の方の御意見を最大限尊重していただきたいと思っております。というのも、法律家にとっては身近なことでも、国民には全く分からない世界というものがあります。特に共感性が得にくく世論が暴走しがちなものが、この刑事手続だったり、被疑者・被告人の権利だと思っております。この会議体にいらっしゃる民間出身の委員の先生方というのは、正に国民の代表としていらっしゃっていると思っております。こういった会議体で冷静な課題認識を次の法改正、あるいは運用の改正に結びつく提言をしていただくためにいらっしゃっていただいていると思っておりますので、もちろん法曹の委員の方々の御意見も重要だと思っておりますけれども、何より民間の方々の意見がこの議事録だったり提言書にどのように残されるのかということが、次の5年、10年の中でまた振り返って、世論はこのように話していたというふうに言及されていくと思っておりますので、最大限に重視していただきたいというふうに思っております。

ヒアリングが無意味であるという意見をおっしゃっている委員は一人もいないと思っております。ヒアリングを実施する際には有意義なものになるように、何をゴールとするのかとか、何をヒアリングするのかという詳細を詰めないといけないということだと思っております。これをまた一から議論するというよりは、例えば、座長がやると決めれば、有意義なものになるように、全ての委員の方々が物すごく積極的に内容を出していただけるかなと思っておりますので、あとは決めの問題かなと思っております。

○鎌田座長 山本隆司先生、お願いできますか。

○山本（隆）委員 弁護人立会いに関するヒアリングについては全員、意見を言うように求められていると思っておりますので、申し上げます。

私はヒアリングをすることに反対です。その理由ですけれども、基本的には先ほど山本副座長から出された意見と同じで、ヒアリングをやるからには、何を聴くのか、そして、何を指して聴くのか、つまり、ヒアリングをどのように生かすかということをやはり明らかにしておかないと、会議体としての信頼を損ねる、あるいはヒアリングの相手方に対しても失礼に当たると思っております。それらを明らかにするためには、先ほど鶴瀬委員をはじめとする委員から御意見がございましたけれども、刑事手続全体の中でこの問題を考える必要があります。

その際にはもろもろのバランスを考える必要があるという話がございましたけれども、私は全くそのとおりであると思います。

それから、この議論に関しては法制審等でも既に議論がされているということからいたしますと、法制審等の今までの議論との関係で、この会議体がどのような考えを持ってヒアリングをするのかということも、やはり明らかにしなくてはいけないと思います。しかし、それをやるためには非常にエネルギーを要すると申しますか、そもそもこの会議体自体が、そのようなことを具体的なアジェンダとして示さない形で発足をして、何について議論をしようかということから議論を始めていると、そういう会議体ですので、そこにおいて今からそれについて初めから全部議論するのは、難しいのではないかと思います。

それから、試行という話についても、基本的に、今申し上げたことと同じでございます、試行をするからには、やはりどのような考え方でそれを行うのかを示さなくてはいけないと思います。試行の中には、それを余りはっきりさせないで始められるものもあるとは思いますが、これは河合委員から先ほどお話がありましたように、この問題は人権の保障等に強く関わっている問題ですので、そう簡単に、試行だからいいだろうとは言えず、やはりしっかりした考え方を示さなくてはできないだろうと思います。この会議体としてそれが示せるかという点、私はその点についても、先ほど申し上げたことと同じ理由から、疑問を持っています。もちろん弁護人立会いの問題が非常に重要な問題であることは私も認識しておりますので、そのような問題提起をするという限りでは特に反対するものではありませんけれども、それ以上のところになりますと、今申し上げたような問題がもろもろあるのではないかと思います。

○鎌田座長 紀藤副座長、御意見をどうぞ。

○紀藤副座長 正直、皆様方の御意見を聞いていて、やはり民間の有識者の方々と、法律家の中でも、捜査実務に携わる方々、刑事の専門家の方々の意見が大きく割れていることに私自身も衝撃を覚えるとともに、一般の委員の方々の達観というか、直感的な感覚に敬意を表します。この会議体は前森大臣が、こういう意見が分かれている問題も含めて、ゴーン被告の逃亡に関して、国際的な評価の観点から様々な意見を伺うと、特に刑事専門家でない方々の意見を伺うということから設置されたものであって、刑事専門家の方々はこの会議体の中では、むしろ参考人の立場というか、委員という立場ではあるんですけども、参考に専門家の意見を聞いているというふうな形で、むしろ補助的に考えるべきだと私は思っています。

ですので、一般の委員の方々がヒアリングということと言われる以上はヒアリングをすべきだというふうに思いますし、それから、そもそもエビデンスはとても重要で、意見が分かれているから不要というような考え方は、エビデンスなくて議論していいという議論とほとんど変わらないと思うんです。意見をまとめるためにエビデンスが必要であって、エビデンスがあれば意見がまとまるかもしれないということは当然あるわけですので、そういう観点からも、やはりヒアリングは必要だと思います。

今、名前として村木さんが挙げられていますけれども、私は村木さんだけではなくて、例えばヒアリング対象者としては、私はかなり早い段階で井上さんの話が聞きたいと言ったんですけども、井上さんと同じような立場の捜査実務を担当する検察官の立場、それから、被疑者・被告人を守る弁護人の立場の人もちよっと話を聞きたいと思ったり、それから、被害者という話が先ほど出ましたけれども、弁護人立会いで、被害者をエクスキューズにし

て弁護人立会いを認められないということがQ&Aに書かれているわけですがけれども、果たしてそうなのかということも含めて、被害者の方から2人、つまり、弁護人立会いを認める立場の被害者と、弁護人立会いを認めない立場の被害者の方、2人ぐらいは聞いてもいいのかなというふうに思っていますし、それが議事録の中に残ることで、次の会議体でこの問題が議論される時にとても重要になるのではないかというふうに思います。

先ほど太田さんが、弁護人立会いについて海外からの指摘が集中しているという意見について御意見されていましたがけれども、弁護人立会いについて反対する意見として、そもそも国民の世論が引用されているんですね。そうすると、そもそもそういう世論があるのかどうかも含めて、やはりヒアリングは必要だというふうに思いますし、実際にゴーン被告が逃亡したときに、いろいろなメディアに弁護人は立会いもできないということを彼はさんざん言い続けて、それから、森大臣がこの間、国際的な場に立って英語でスピーチされたというのは、史上初めてのことで、とても感動を覚えましたし、これからも国際的評価を上げるためにやっていただきたいんですけれども、その中でもやはり弁護人立会いの話は質問が出てまして、弁護人立会いというのがほかの国では、いわゆる一般の標準的な先進国の中では当たり前になっているにもかかわらず、日本だけがやっていないと。それで、運用ではできると言うんですね。そうしたら運用の中でやっていけばいいのではないかというふうに正に思いますし、被害者の話をされましたけれども、被害者のない犯罪も多数あります。覚醒剤事件とかも含めて多数あるわけです。ですから、被害者がいない犯罪も含めて考えると、やはり運用の中でどういう基準を設けるか。

それから、既に録音・録画が始まっていますので、そもそも弁護人立会いということになると、録音・録画のシステムの中で弁護人が立ち会うということも当然あり得ますから、現場の検察官の御意見を聞くと、弁護士が立会いを止めるときに暴言を吐くとか、暴れるとか、そういうちょっと常識的ではない弁護人像も説明をされるし、私もいろいろな事件をやっていますので、弁護人の中にはそういう弁護士がいないでもないということは承知しているところなんですけれども、それも録音・録画というシステムがあれば基本的には解消できることであって、録音・録画が先に試行されたことによって、それが後に法制化されたことによって、正に現場での土俵とか装置はもう整っていると思われまますので、弁護人立会いは試行だけでも、それを先行して進める中で何が問題点があるのかを浮き彫りにした上で、それは法制度につなげるかつなげないかは別として、そういう形でやっていけばいいのであって、それが被疑者・被告人の人権の問題と関わるからやらない方がいいというのは、どこか本末転倒であって、少しでも被疑者・被告人の人権に資するのであれば、試行的に始めるので、今よりは進むわけですね。それはブラックライブズマターでも女性の人権でも同じようなこと、最初は試行で始まって、最終的には法律で変わるところからも始まるわけですから、必要性を議論し出したら、それは正に話を止めてしまうと。

富山委員がIT化の話をされましたけれども、私もITのことはたくさんやっているのだから分かるんですが、日本のIT化が後れたのも、必要性というのが個人の必要性ではなくて、日本の場合、組織の必要性なんですね。だけど、個人が必要だと感じたものはどんどん試行的に始めないと、もう米国に後れてしまったというのは、正にこの20年間であって、日本のIT化が非常に後れた理由の一つは、そうやって必要性や根拠を求めることを非常に長期間行うと、このために後れてしまったということはたくさんありますので、もはや世界から

見たときの弁護人立会い制度というのは、試行でも始めたという方がQ&Aに盛り込めるし、書いてあるQ&Aを見ると、私も発言しましたが、矛盾をやはり感じますので、矛盾を感じながら国際的に評価を受けるかと言われたら、やはり受けないというふうに思わざるを得ないので、やはり試行を開始していただく中で、Q&Aもそういう形で取り込んでいただくということで、日本の刑事司法の国政的評価が高まるというふうに思っております。

○鎌田座長 後藤委員，どうぞ。

○後藤委員 幾つか補足して申し述べます。

まず、試行、つまり弁護人立会いを試しにやってみるということについて、イメージのずれがあるような気がします。ここで言っている試行とは、今までできないとされていたものを試しにやってみましょうという話ではなくて、今までできるとされていたけれども実際にはやっていないものを、少しやってみたらよいのではないですかという提言をしようという話です。ですから、提言をされた検察官たちも、それによって困ることはないと思います。

それから、弁護人立会いの問題だけではなくて刑事手続全体の在り方を考えなければいけないというのは、それはある意味、もっともな話です。けれども、では、その全体的な検討をどこでするのでしょうか。この会議でするのは無理でしょう。そうすると、例えば弁護人立会いの制度化も含めて刑事手続全体について検討してくださいという諮問を、法務大臣が法制審にすべきだというのであれば、それはまた一つのあり得る考え方です。現に前の在り方会議ではそれに近い最終的な意見を出して、それが法制審議会への諮問を経て2016年改正に至りました。けれども、そういう具体的な提案をしないで、例えば3年後見直しで議論してくださいというだけだとすると、議論はされるかもしれないけれども、また意見が分かれて、そこで止まってしまう、つまり、そこまで何の経験を積むということもなければ、対立の繰り返して終わってしまうだろうと思います。

ヒアリングの件で、私が提案しているヒアリングの目的ははっきりしています。検察官による被疑者の取調べに弁護人を立ち合わせることに、この会議体として、何らかの積極的な方向での提言をするべきかどうかを判断するために、していただきたいということでございます。やっても無駄だという意見がありますけれども、それは刑事訴訟法学の分野で言うと、禁止された証拠予断といわれるものです。証拠調べをやってみなければ分からない、証人調べをやってみなければ分からないというのが基本だと思います。それが参考人に失礼かどうかは、私たちがどういう姿勢でそれを聴くのかにかかっていると思います。どうせ聴いても無駄だという気持ちで聴くなら、それは失礼でしょう。でも、おっしゃることをよく聴いて、我々はどうすべきか判断しましょうという謙虚な気持ちで聴くのなら、仮にそれが最終的な意見の中で結果としては生きないことがあったとしても、決して失礼ではないと私は思います。

○鎌田座長 ほかの御意見は。

先ほど中断した形になっています、井上委員，お願いします。

○井上委員 すみません、先ほどの続行をさせていただきますと、篠塚委員の発言の関係で一つだけ補充をさせていただきますと、苦情申立てなんかそう簡単にできないというふうなことがございましたが、これは弁護士さんの方からしていただいて全然差し支えなくて、弁護士さんからの申立てが相当数ある。ちょっと今、被疑者本人からのと弁護士からのとの統計数値は全然覚えていないですけれども、経験的に行くと弁護士さんからの申立てがたくさん

あった、それは間違いないので、苦情申立ては十分できると思うし、それは活用していただきたいということでございます。

次に、立会いの試行の問題について少し前提状況の分析をさせていただきたいんですが、まず、在り方検討会議のときは録音・録画のことを試行させたら、それはうまくいったではないか、心配するほどのことはなかったではないか、みたいな御意見がございましたけれども、確かに在り方検討会議は取調べの録音・録画の試行の拡大ということの提言をしたんですが、その前提として、まず裁判員裁判における任意性立証の一助とするために、対象事件についての録音・録画の試行というのは既に先行している状況にあったということ、それから、特捜部における録音・録画については、これは検察自身が検証して、再発防止策の一つとしてもう決定した事項であること、つまり、検討会議はその流れを加速、拡大する提言をしたにすぎないということがございます。そして、その背景としては、取調べ及び供述調書への過度の依存からの脱却という明確な目的が提示できていたということが今回との大きな違いではないのかなということが1点であります。

それから、録音・録画と立会いとで検察官にとってのメリット、デメリットをまとめてみたいんですが、まず、取調べの機能への悪影響、これは言ってみればデメリットになると思いますけれども、録音・録画では、要するに供述が取りにくくなるということだったと思いますが、それはなぜかという、録画されているということの心理的影響でしゃべりにくい、本当のことをなかなか全部しゃべりにくい、そういう意味で、真実のところまでなかなか供述が取りにくくなるだろうということが中心で、取調べそのものは予定どおりできていたわけでございますけれども、立会いの場合には、仕組み方といえば仕組み方でしょうけれども、弁護人が介入することで、そこで打ち切りということは幾らもあり得る話、あるいは全部または一部、部分的に供述が出なくなることがあるわけでありまして、取調べができるか、できないかという点で根本的な違いがあると。量的な相違というより質の違いではないかという気すらします。

それから、メリットの方は何かというと、録音・録画の場合にはそもそも論として任意性立証に役立ちますよということがまずあったわけでありまして。そして、あと、いろいろ外国調査でも言われていたことでありますけれども、違法な取調べがあったと弁護側から、言葉は悪いですけども、言いがかりをつけられる事態、そのときに我が身を守る防犯カメラになると、身の潔白を証明できると、そういう機能が確かにあると。監察でも随分それを経験してきたわけでありまして。それから、調書や捜査報告書の作成事務負担が減るとか、いろいろなメリットが指摘はされていたわけであって、まさにそういうところもあるわけですが、立会いの場合のメリット、検察官にとってのそういう具体的なメリットというのはなかなか挙げるできないというところがございます。

それから、試行のときは、要はいろいろ、どういうやり方ならいいということで検察官が自由に決められるではないかというようなことをおっしゃられていましたが、要するに、取調べを一切邪魔するとか、座っているだけということでも、それは立会いの試行になるんですかね、ということがあって、それは何のために立ち会っているんだと、その立会いにはやはり費用がかかってきますので、そこまでして立ち会わせる必要があるんだろうかと。録音・録画を超えて、それをすることにどれほどの意味があるのかということところが、やはり大いに疑問になります。そして、場合によっては介入できるということになると、やはり検察

官にとっては、あえてそこまでして立会いを試行する意義というのをなかなか感じられないのが現状だろうと思います。

要するに、検察に提言して検察に何かをさせようと思ったら、検察にとって、それはしなければいけないことなんだということが、その結果、捜査は今までどおりきちんとできる、あるいはきちんとできないとしたら、きちんとできなくなってもそれをしなければいけないそれ以上のものがあるんだということをちゃんと理解できるように言わなければ駄目ですので、現状においてはそこまでなかなか言いにくい。問題なければやってみようという程度では、検察はやりようもないし、動きようもないだろうというのがOBとしての感じです。

○鎌田座長 ありがとうございます。

篠塚委員。

○篠塚委員 本日付でも発言補助資料を出しております。これは朝日新聞への投稿のものです。村木さんの事件で参考人として呼ばれた方の投稿ですけれども、もちろんこの可視化、録音・録画によって冤罪が減っただろうということは書かれた上で、やはり市民は検察に呼ばただけで萎縮してしまうと、早く解放されたいと思って検事の誘導に負けてしまうということが書かれています。より重要なのは、検察官は非常に真面目に自分が考えている真実というものを当ててくるわけですけれども、それを市民の方はどう思っているのかということです。調べられる方は、検事は自分に有利な証拠固めをこう進めるのかと、認めるまで帰れないと言ったというようなことが書かれています。これは基本的に今も変わっていないのだらうと思っています。それは、検察官が不真面目だとかいいかげんだとかいうと、むしろ逆に、真面目であれば真面目であるほど、一生懸命調べた自分が考え抜いたストーリーというものが真実だと思って、ぶつけてくるわけです。それが違っている場合もある、それを後戻りする、何といいますか、そういうことを反省して、やっているわけなのですけれども、やはりやっているうちにそこに行ってしまう。

今回も、だから録音・録画はもっと実際は参考人だとかいうものに広げなくてはいけません。今は狭いわけです。それでも在宅被疑者とかについてはやられていないわけですから、あるいは参考人というの、いつの間にかとかいうか、重要参考人というのはほとんど被疑者と同様の扱いになって、同様とかいうか、重要参考人といわれたら被疑者になっていると、曖昧なところで、実は初期段階の重要なところで録音・録画されていないという問題もありますから、録音・録画はやらなくてはいけません。先ほどおっしゃいましたが、警察の方は録音・録画自体、問題だという部分もあるんだということをおっしゃるんだしたら、いっそのこと、やはり弁護人立会いは必要でないのかということをお願いしたいと思います。

そして、これは被疑者の人権の問題なので、検察官にメリットがあるとかないとかいう問題ではないと思うんです。もちろん現実的な問題として、検察にとってメリットもありますよ、真実の解明に役立ちますよということ、あるいは裁判が円滑に行きます、要するに公正な裁判が行われますよというのは、本当に、検察であり、正に司法全体、裁判所にとってもメリットが大きいと思うんですけれども、ただ検察官が今以上に制約を受けるのはおかしいというだけでは国際的な批判に耐えられないと。国際的な批判というのは正にそこで言われているわけで、要するに、捜査官が反対しているから駄目なんだという屈辱は通用しませんよというのが国連の委員会の批判なわけで、非常に検察官が真面目に熱心にやられていることは分かりますし、私もそう思っています。だからこそ、その先に、では、冤罪がないのか、

冤罪を生む余地があったのではないかということが基本認識ですので、井上委員がおっしゃったことは正しいんですけども、その先にあるものにやはり目を向けるべきだというふうに思います。

○鎌田座長 その趣旨ですと、在るべき姿としては義務的立会いということですか。

○篠塚委員 将来的にはね。まずは、それに向かっての制度化の問題もちろんありますけれども、やれるところからやっていくという態度も必要ではないかということをお願いした。

○鎌田座長 富山委員、どうぞ。

○富山委員 皆さん先生方の意見を伺っていて、やはりみんな頭が固いですよね、正直に言ってしまって。私、いろいろな会議に出ていますけれども、こういう会議は正直、初めてです。要は、例えば参考人を呼ぶべきか呼ぶべきではないか、失礼か失礼ではないか、これを延々と議論する会議って出たことないですね、ほかの政府系の会議で。

よく私、参考人に呼ばれますけれども、失礼な呼ばれ方もしますけれども、別に、だからって何とも思わないですよ、はっきり言って。もう国民としてしようがないから行くんですよ、こんなの。これは別に裁判で参考人を呼ぶ話ではないので、もっとフレキシブルに緩く考えた方がいいと思いますよ。大体分かるんです、こういう感じで議論したら、それは重厚になりますよ、何を変えるのも。毎回、裁判で挙証するような議論をするでしょう、皆さん。だけど、これはある種、非常に俯瞰的な政策の方向性をどうしようかと議論しているわけで、もっと抽象度の高い議論でいいはずなんです。今ここで条文を作ろうというのではないんだから。あるいは、さっきの試行の話も細則法で作るわけではないでしょう。だから、皆さんちょっと議論が固すぎ。だって、民間が入っているということは、もともとそんな固い厳密な議論をするつもりでやっていないでしょう、この会議。だから、もっとデザイン志向で行きましょうよ、もっと柔らかく。

何でこんなことを言うかという、やはり世の中、明らかに物事はもっとデザイン志向で動いているし、もっとダイナミックに変化しているんですよ、次から次へと。それに対して、結局、何でこういう会議が起きてしまうか、あるいはこういう感じが出てくるかと、やはり申し訳ないけれども、これはさっき言った会社法の改正のときにも思ったんですけども、やはり法務省関連の関わっている人たち、頭固いですよ、法律家を含めて。この感じはちょっと僕、やばいと思う、正直言って。

あと、試行の話もそうなんですけれども、人権結構ですよ、それは大事ですよ。だけど、同じような議論を、例えばリモート診療でやっていたんですよ。人の命に関わるから、そんないいかげんなものでリモート診療なんかで実験できるかとずっと言っていたんですよ。僕、規制緩和会議でやったから、よく覚えていますよ。やっているじゃないですか、結局このコロナ禍で。正直言って診療の方が深刻ですよ、その場で死んでしまうかもしれないんだから。

さっき紀藤先生が言われたように、これは制度上認められているんでしょう、この話。やっていいわけでしょう。やっていい話で、仮に弁護人がいたからって、別に被疑者の人権は侵害される方向に向かわないでしょう、これは多分、素人目にもそう思えるので、だからそれについてちょっと議論が固すぎるし、あと、さっきの一致しているところで、弁護人の立会いを認める、認めないという話を、有益的記載事項か無益的記載事項か知りませんが、別にいいんだったら書いてしまっていいではないですか。いいことを書いてはいけない理由も分からないんだけれども、申し訳ないですけども、皆さん、正直、民間委員と

して明確に申し上げると、やはり平均的市民感覚から、ここでされている議論はすごくずれている。

僕は割と法律分かっている方だけでも、正直言って時々頭が飛びます、今の議論を聞いていると。関心としてついていけない。多分、僕は一般国民の中では物すごく法律的文理の高い方の人間です、多分。本気になったらついていけるけれども、ついていけなくなるということは、国民主権、民主主義の国として、やはりまずいですよ、皆さんの議論の地平というのは。逆に言うと、この地平で法制審議会がこの議論を継続すると、僕は3年後の見直しも危ないと思う。どんどん国民の一般的感覚から遊離していきます。それから、遊離していくときに、今の時代、怖いのはネットの時代なので、その遊離していることについて法曹界の皆さんは自由でいられないですよ。ネット世論でひっくり返されますよ。

だから、そこはもっと敏感にならないと、もっと平易な言葉で、もっと普通の人たちの日常的な言葉でこういった議論ができるようにならないと、法曹界の人たち、僕はやばいと思います。だって、途中から僕も、訳の分からないテクニカルタームがいっぱい出てくるし、だんだん今日、ついていけなくなってしまって、途中から半分ぐらい頭の中、寝ているんですけれども、これは大学の先生方も含めて、やはり弁護士の先生方の言葉の方が、私からすると通常の日常的用語を使っておられるので、だからやはりそっちの方が入ってきてしまうんですよ、民間人からすると。

だから、僕はこれはちょっと法務・検察の皆さんに是非お願いしたいのは、もともと真実究明と人権保障のバランスをどう考えるかというのは、私も同じく根本的問題意識で、それが社会的変化とか技術の変化の中でリバランスする必要があるのではないですかというのがこの会議に私が参画した根本的動機づけで、今回の論点は全てそれに関わっていると思います。そのことに対しては国民一般も理解できると思います。なんだけれども、その議論を進めていくときに、その進め方がどんどん凝縮的で、どんどん専門的で、どんどん狭いところで、参考人を呼ぶ意義があるかないかとか、目的がどうかみたいなことになっていきますけれども、そういう参考人から意見をもらうというのはそんなに、別に有罪かどうかを立証するのに呼んでいるわけではないから、もっと緩くていいんですよ。だって、国会だって緩いんですよ、はっきり言って、僕は何度か呼ばれたけれども。別にそれを僕、失礼だと思わなかったですよ、はっきり言って。

だから、もうちょっと、すみません、ここはちょっと脱線してしまいますけれども、今回の会議の議論の過程において私は非常に学びが多かったので、これが私の民間委員としての多分、最大の持ち帰りだと思っていますけれども、今日はずっと、申し訳ない、ここを何とかしませんか。このプロセスを変えていかないと、私は現代が要請している法務・検察という組織、あるいは行政として持っている組織能力というのが飛躍しないです。あと、大学の先生方も相当やはり皆さん、変容しないと、社会から遊離していきますよ。だから、頑張ってください。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はよろしいですか。これまで第三の柱を中心にご意見を伺ってまいりましたが、あと、一つ目の柱、二つ目の柱についても、既に篠塚委員からも構成を含めて書換えの提案がございましたが、それらを含めて御意見を伺っていきたいと思います。

鵜瀬委員、どうぞ。

○**鵜瀬委員** 鵜瀬です。報告書の書き方の全体について、最初に篠塚委員から御提案があったので、私も、どういうふうに読んでもらうかということ意識して、少し改良した方がいいかなと思っております。

5番のところに今後の期待という項目が書かれているんですけども、これは私たちから法務大臣に対してお返事をするものだとすれば、期待という題でもいいとは思いますが、こういうことをやっていただきたいと、あるいはこういうことをやるのがいいことだと思うと、あるいは望ましいとか、そういうのを結論として書いた方がいいと思います。今の2番、3番、4番は前回の中間報告とちょっと似ていて、議論の経過の記録のように見えますので、記録は記録としていいと思いますけれども、それを踏まえてこういうことをお願いしたいというようなことが、合意できる範囲ですけれども、書かれた方がいいかなというふうに思います。

私は当初から柱1、柱2、柱3に共通する点として言っているのが、世の中の感覚、国民全体の感覚と検察官、あるいは法務省の方との感覚がずれていかにすべきではないかと。世の中の感覚というのをどうやって調べるのが一番いいのかは分かりませんが、ずれているかもしれないと思うということが大事なかなというふうに思うんです。富山さんも感度ということを言われていましたけれども、そういう法務省、あるいは取調べに当たっている検察官が、自分がこれは正義だと思っていること、あるいはこれが公益だと思っていることが、もしかしたら違うかもしれないということが常に修正されるというか、そういう態度が必要かなというふうに思います。

たたき台の5ページに、国民に対する説明についてというようなのが、私の意見も踏まえて書いていただいているところだと思うので、こういうようなあたりを少し、検察の取調べ、あるいは制度についてのステークホルダーは誰なのかと、そのステークホルダーに一番適切なものを選ぶというような感覚も入れた方がいいので、いろいろな価値観というのがそのときに私が使った言葉ですけども、いろいろな価値観に触れて、ずれないようにするというようなことを心がけるべきだというような結論になるといいなというふうに思っております。

説明責任という言葉がいいかどうか分かりませんが、ここでは説明を求められているというような認識で書いておりますけれども、そういう書き方でなくてもいいですが、世の中の感覚と乖離しないようにというようなことを意識するというのをに入れていただければと思います。

○**鎌田座長** 国民に対する説明というふうな御発言があって、それを5ページにこう書いていますけれども、ある意味では、富山委員のお話と併せて、最も根本的な、何を本当の問題にすべきかという趣旨の御意見でもありますから、総論中の総論として「はじめに」の部分にこれが書いてあって、それを前提として各論部分にもうちょっと細かいものがあるというようなまとめ方にしてもいいかもしれません。そこも考えさせていただきます。

○**鵜瀬委員** それとの関連で、篠塚委員がストーリー、あるいは検察官が自分がこれが正しいと思ったストーリーを言っているというお話がありましたけれども、そのストーリーを作るときに、もともとの感覚が違うと違うストーリーができてしまうと、そういうことにもつながるのかなというふうに思います。

○**鎌田座長** ありがとうございます。

山本隆司委員、そろそろ御退室にならなければいけない時間が近づいてまいりましたけれ

ども、何か御意見がございましたら補足的にお願いいたします。

○山本（隆）委員 私が申し上げたいことは先ほど申し上げましたので、一つだけ補足すれば、失礼か失礼でないかというのは、表現として私はそう申し上げましたし、あるいは山本副座長のペーパーの中にも書いてあったかもしれませんが、本質は、この会議の信頼といえますか、この会議が一体何をやろうとしている会議で、それを国民に対してどう説明するかという部分がはっきりしていないといけないという趣旨で申し上げました。

それから、試行に関して、人権保障に関わるからという点ですけれども、私が申し上げたのは、要するに、試行の際にもはっきりとした考え方、基準がなければならず、現場に任せるというのではいけないと。それでは、しっかりとした基準をこの場で示すことができるかという、その点について難しいのではないかと申し上げたかったということでございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかの御意見はいかがでしょうか。

井上委員。

○井上委員 補充的なお話を二つほどさせていただきます。

先ほど篠塚委員の御意見で私、説明を漏らしたのは、苦情申立ての制度については、これは検察庁に対して行います。最高検の監察指導部ではなくて、地方検察庁に対して行います。その結果を地検から最高検の監察に上げるんですが、フィードバックとして、地検における調査結果をできるだけ可能な範囲で返しなさいというふうに定められていますので、何も返事がないというのが一番目の事例にありましたが、それが事実だとしたら、ちょっとそこは遺憾でありまして、要するに、ちゃんと申し立てたらお返事が来るという仕組みになっていると、それだけ補充させていただきたかったのが一つ。

それから、検察官がストーリーを作るという話があちこちから聞こえてきますけれども、いかにも証拠もないのに証拠をでっち上げているような印象を受けてしまうので、何か雰囲気が悪い言葉だなと思うんですが、検察官というか捜査官、警察もそうですが、捜査というのは、何もないところからいろいろな証拠を集めていって、その中で何が真実かというのをチェックしていく作業であります。起訴する段階では、証拠からこのような事実が認められるだろうという意味で、そこで検察の主張をする筋というのは一応、証拠上、認められるものという形で出てくると、そういう構造になっているということは御理解いただきたいかなと思います。

○鎌田座長 篠塚委員、どうぞ。

○篠塚委員 正にそのとおりで、だからこそストーリーが強くなるんだと思うんです。検察官がいろいろ自分が調べた範囲で、これが真実だと証拠に裏づけられているという信念みたいなものがあるからこそ、被疑者・被告人、あるいは参考人に強く当たるんだと思うんです。でも、真実というのはそうではない場合もあるということだったんだと思うんです。決して、先ほども言いましたように、検察官が取調べもせず、あるいは証拠もなしにストーリーを作るなんていうことは誰も思っているわけではなくて、調べたがゆえに、信念を持つがゆえに間違い、信念を持てば持つほど間違いやすくなる面もあるということを上申しただけです。

それから、井上委員のペーパーには書いてあるんですけれども、さっき言われなかった、どの問題でもいいと言われたから。前々回ですかね、刑事確定訴訟記録法の改善について何

か言及できないかということを示しました。必要ないという、確かにここでは十分な議論をしていないことは事実なんですけれども、他方で、裁判所がこれだけ熱心にやられている中で、刑事の方は、検察庁の方は、必ずしも明確な基準がないというのは誰が見てもおかしいので、井上委員の御意見もお聞きしながら、何らかの改善策をやはり提言できるなら、合意できる範囲で、当然なんですけれども、検討を上げたかどうかというふうに思います。

○井上委員 参考人は余りしゃべるなどというような御意見もありましたので、どうでしょうか。

○鎌田座長 井上委員、どうぞ。

○井上委員 今の確定記録法のお話は、私が一番申し上げたかったのは、今回のこの場で議論すべき中心課題からは大分ずれている話なので、取り上げる必要があるのかなというのと、恐らく法務・検察としても、その記録の開示、活用の在り方は難しい問題だと思っているんですけれども、利害関係者への開示を中心にいろいろ進めていることがありますので、いろいろな御意見を聞きながら、ちょっと時間掛かるかもしれないけれども、少しずつよい方向に行くことを私も期待していますということは申し上げます。

あと、ペーパーに幾つか書きましたけれども、そこはお読みいただくということで、時間の関係もありますので、取りあえずは省略いたします。

○鎌田座長 富山委員、どうぞ。

○富山委員 1点だけ。さっきの、もう山本先生いなくなってしまったんですけれども、試行用の目的と基準とかという話がありましたけれども、くどいですが、我々素人なので、素人を入れている会議で確かにそんなものを作るのは不可能ですよ。なんですけれども、要は基本的な価値観は分かっているわけでしょう。ああいう仕組みを入れたときに真実追究と人権保障のバランスが崩れるか、崩れないかということを確認するために試行していくわけですよ。だから、目的原理ははっきりしているわけで、かつ法務と検察の皆さんというのは、正にそういう基準とか仕組みを作る日本最強のエキスパートなわけですから、その基本的枠組みを提示したら、そこから先ができないわけがないですよ。そこから先は皆さんで基準を作ってください、もちろん弁護士会が関わってもいいですけれども、やっていけばいい話なので、ちょっと先ほどの、山本先生いなくなってしまったんですけれども、あの問題提起の構造が私には理解できなくて、そもそも、こういう会議でそういった基準、だから、今までいっぱい議論がありましたけれども、個別的な制度を確定的にこうすべきだという議論は、それは土台、無茶ですよ、だって民間人が入ってしまっているわけだから。だから、多分それは趣旨ではないので、さっきの議論というのは別に、試行運用を今後進めていくということを否定している意見ではないというふうに私は理解したので、私は、そこから先というのは、基本的枠組みがここで議論、大きなフレームワークが議論できたら、そこから先はむしろ実務の方々に移譲されて、その中でいろいろな意味で試行していくということで私は全然いいような気がしていますし、いろいろな規制改革とかの議論というのはそういう進め方をしているのが普通なので、そこは私はそんなのでいいのかなというふうに、ちょっとすみません、コメントですけれども、思いました。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかに。では、後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 私も、試行するについて何らかの基準のようなものを作っていきは有用と思

ます。その方法として私が最初に提案したのは、検事総長に留意点を示していただくというのでしたけれども、篠塚委員は弁護士会と検察庁なり、法務省でもよいのかもしれないですけれども、話し合いをしたらどうかということで、いずれもあり得るやり方だと思います。

先ほど、検察官にとって立ち合わせることにメリットはないのではないかという話がありました。そうでしょうか。まず基本的に私たちの議論の出発点は、日本の刑事手続が国際的に信用されていないことです。それを信用してもらうためにはどうしたらよいかを考えているわけです。私は、弁護人の立会を認めることは、刑事司法の信用度を増すために大きな効果があると思います。それは検察官にとってメリットではないのでしょうか。もっと実用的に言えば、弁護人が立ち会っていれば、そこで得られた供述の信頼性より高いものとして扱われることになるでしょう。任意性はもちろん、信用性についても認められやすくなるという、現実的な事件処理でのメリットが検察官にとってもあると思います。

それから、先ほど費用がかかるというお話もありました。けれども、例えば私選弁護事件で被疑者が自分で弁護料を払うから立ち会ってもらいたいというときに、何で検察官が費用まで心配してあげなければいけないのか、私には分かりません。

○鎌田座長 義務的立会いを前提にして議論するのと、まずは任意でスポット的に、検察官が認めれば立ち会っていいのではないかという制度を前提にして議論しているのとでは全然違う議論になるので、それが時々擦れ違っているという感じはしますけれども。

○紀藤副座長 先ほどの井上委員の発言のストーリーの話ですけれども、これは正にストーリーというのは、我々実務家が司法研修所でいろいろ学ぶときに事件の筋とかいうことを言われて、上の先生から何度も言われるんですけれども、筋って何だろうというふうにいつも自問自答しながら、法律家になっていったら、ああ、筋ってこういうものなんだということが大体理解できるようになるわけですけれども、その筋というのが正にストーリーであって、その筋が実際にやってみたら違っていたということは法律実務家であれば誰でも経験することとか、正に経験することなので、ここでいうストーリーというのは、自分がこういうふうな事件の見立てとか、そういう見立てを考えて、それが一種の、僕はいつも仮説と言っているんですけれども、その仮説が実際に当たっているかどうかを事実に基づいて判断していく機能が正に法律家に求められているというふうに思うんです。

そのときに、先ほどの鶴瀬委員の、世の中の感覚とずれているかもしれないとか、富山委員の感度とかいうのはとても重要で、正に批判とか他人の意見を受け入れる姿勢というのはとても重要なので、そういう意味でも参考人というのはとても重要ではないかというふうに私なんかは思います。

それから、山本委員の、もう退出されたので、私もちょっと、今言うのもおこがましいんですが、会議の目的という話をされたんですけれども、正直言って、これは正副座長も含めた、会議の目的をきっちり話していないことの責任かもしれません。会議の目的自体は冒頭に森大臣がちゃんと示しているんですよ。どういうことかということ、議事録の1ページに書かれているんですけれども、「深刻な事態を受けて、現下の法務・検察行政の問題点と課題を洗い出した上で、犯罪の複雑化、国際化に即応して国民の安全・安心を十分に確保し、国民の期待を担う令和時代の新しい法務・検察行政の在り方について、外部の有識者をお願いしてこの会議を設置した」ということが書かれていて、つまり、いろいろな国民の世論とか国際的な批判を受けたわけですよ。それに対してこの会議で、世論の疑問であるとか国際

的な批判をどういうふうに解消していくかということを具体的に考える場として設置されているわけですので、それを具体的に考えるときに、例えばゴーン被告の場合は弁護人立会いが正に議論になると。あえて言えば起訴前保釈も議論になると思います、ゴーン被告の逃亡の場合は。それから、黒川さんの場合は、検察官の倫理の問題や法務行政の透明化が正に議論になるわけであって、ここにある程度の答えを出さずに国民の理解が得られるかと言われたら、私は理解は得られないと思いますので、やはりぎりぎりまで、意見は対立するかもしれませんが、議論はあるのかもしれませんが、最終的には国民の理解が得られるような、最大公約数でも構いませんけれども、そういう提言をまとめるべく努力をすると、ぎりぎりまで頑張るといことは会議の目的の趣旨にかなうと思っておりますので、あとは皆様方の、特に反対意見の方々の、ここまでは許せるというところを是非、むしろマイナス面でネガティブに言われるのではなくて、こういうところは評価できる、ここまでは一致できるというところを目指していただけるような御意見を頂ければというふうに思っております。

○鎌田座長 ありがとうございます。

第1の柱、第2の柱についての御意見は、ほかにはよろしいですか。今は、専ら弁護人立会いがこの会の最大の課題みたいになってきていますけれども、むしろこの会議が発足した端緒としては倫理問題とか文書管理問題とかが非常に大きかったというふうに思うので。

篠塚委員、どうぞ。

○篠塚委員 前日も最後に発言したんですけれども、検察の透明化の問題で、公文書管理の問題について、要するに重要な解釈変更ということで議論が進んでいっていたわけですが、私が申し上げたのは、今回は検察庁法の改正、ですから改廃の問題で、それが公文書管理法の4条に照らして適合していないのではないかというふうに言ったわけです。経緯をただ書けばいいというわけではなくて、経緯を書いて、納得してもらうためには、理由を書かなくてはいけないわけです。検察の独立という問題から勤務延長の問題ができないと考えていたものが、なぜできるようになったのか、どういう理由で検察の独立を侵さないということになったかという、その経緯を正に書かなくてはならないのに、書いていないのは違法ではないかと私は申し上げたわけです。その点、御理解いただければ、ちょっと説明が足らなかったかと思えます。

○鎌田座長 いえ、前日も補足の御意見を頂いておりますので、それをきちんと正確に反映できるように努めたいと考えています。

ほかには、後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 ありがとうございます。先ほどの弁護人を立ち会わせることの検察官のメリット論で、一つ補足しますけれども、例えば韓国で、現在では法律によって弁護人立会いが認められ、権利化されていますけれども、その前は判例でそれを実現しました。ところが韓国の警察は、その判例が出る前から、自発的に弁護人の立会いを認めることを始めました。それは、それによって警察の捜査に対する信頼感を高めたいという気持ちがあったからだとは理解しています。だから、是非日本の捜査機関も積極的に信頼を高めるための努力をしていただきたいと思えます。

それから、取りまとめについて今、余り細かいことをこの段階では議論したくないですけれども、出た意見を記録するという意味では、私は刑事手続について弁護人立会い以外にも幾つか、例えば証拠開示とか録音・録画範囲のことなども、意見として出しています。それ

は有益な意見ではないとみなされたのかもしれないですけども、そういう意見も記録に残していただけたら有り難いです。

○鎌田座長 分かりました。全ての意見を全部書くと議事録の再作成になりますので、どこまでをどういう加減でやるかということは一つ検討をさせていただきます。

それと、実はヒアリング問題の前提でもあるんですけども、刑事司法手続の改善の問題にこの会はどこまで立ち入るかという点について、最初の段階で意見の対立があって、そこに手を突っ込むべきではないという意見と、いや、やはりやるべきだという意見が実は決着がついていないというか、一つ一つ数えると、むしろこれを課題として取り上げるべきでないという意見の方が相対的に人数が多いかもしれないという中で、どこまでこれに立ち入るかというのが、まず大前提としてあります。その上でのことなので、一切扱いませんということは相当でないと思っているんですけども、そういう状況の中で、どこまでこれに立ち入っていくべきかという問題があります。これも頭の固い者の典型みたいなこだわりではあるんですけども、とりまとめ役として、そういう中で最大限の工夫をしたいというふうに思っているところでもあります。

ヒアリングについては一通り御意見を伺ったんですけども、これも実は人数を数えていくとヒアリング不要論の方が多いですね。不要論の方のほうが人数的には多いということと、今申し上げたように、刑事司法制度全体の在り方の改善を提案するのにふさわしい会議体とはいえないこの会議体の中で、こうした意見があったということは取りまとめの中に盛り込むべきだというふうに思っていますけれども、弁護人立会いだけに焦点を絞って、ヒアリングまでやるかということについては、座長としては、やりますとは言にくいところですよ。

既に指摘がありましたように、これをやるとなると、やはりこの会としては弁護人立会の実現に向けて非常に前向きに進めていく、そのためにヒアリングまで行ってという姿勢を示すことになるんですが、いま申し上げたように、それは少し実態から離れてしまいます。また、我々の常識から言えば、ヒアリングした以上は、それを受け止めて、そこからそれを前提に何をどうするか議論を二、三回は続けたいといけないということだろうと思うので、取りあえず話を聞いてアリバイ作りで終わってしまったというのは余りやりたくないというふうに思います。それよりも、実効性があるとすれば、これは私の個人的な見解でもあるし、今日の議論の中でも何人かの方からそれを示唆することがあったと思うんですが、やはりしかるべきところで刑事司法全体の議論をしていただく、その一環として、この会議の場でこういう意見がこれだけ出ているということを踏まえて、ヒアリングも含め、幅広い人たちの意見を聞きながら本格的議論をしてください、そういう場を設けてくださいという提案にしていく方が、ここでヒアリングを済ませてしまったというよりは、実際にやってくれるかどうかは分かりませんが、いいのではないかとこのように現段階では愚考しているところですよ。

ですから、幅広く市民の意見を踏まえて、ヒアリングも十分やって、ここでの様々な示唆的な意見を踏まえた議論を展開してくださいと、遅くとも3年後見直しの場ではそれができるはずだと、それよりもっと前にやっていいと思っているんですけども、そういう形の取りまとめをする方がこの会の性格には合っているというのが、今日の皆さんの御意見を伺いながら感じたところでもあります。

- 紀藤副座長 すみません、反対論を述べるようで申し訳ないんですけども、人数が多いというのがちょっと理解が不能なんですよね。特に強い反対意見を述べられている人は、山本和彦副座長、金指委員、山本隆司委員、太田委員、河合委員、井上委員なので、6ですよね。
- 鎌田座長 鵜瀬さんも。
- 紀藤副座長 鵜瀬さんもですか。だから7対6か。そういう意味なんですか。
鵜瀬委員は特に強い反対意見を述べられていませんよね。
- 鵜瀬委員 いや、ヒアリングすることについては反対したつもりですけども、伝わらなかったでしょうか。
- 紀藤副座長 エビデンスが必要だと言われたので。さっき強い反対意見は6と言ったのは、そういう意味です。鵜瀬委員は消極的反対意見なのかもしれないし、消極的賛成意見なのかもしれないので、ちょっと分からなかったのです。
- 鵜瀬委員 私はヒアリングの前に、弁護士立会いだけを議論することに反対しているんです。なので、そのためのヒアリングというのは反対。
- 紀藤副座長 つまり消極的反対意見ですよ。今、座長がまとめられたのは、弁護士立会いのことについて言われましたけれども、富山委員がさっきおっしゃっていたのは、弁護士立会いということではなくて、この間の状況であるとか、この間のスピード感覚みたいなものを村木委員から聴きたいと言っていらっしゃるわけだから、弁護士立会いに限っていないと思うんですよ。だから、今の座長の取りまとめは微妙なんじゃないですかね。私は、だから、鵜瀬委員はちょっと分からなかったのです、6と言ったんですが、とにかく反対と言っている人は6で、消極的反対意見と言われたら反対なのかもしれないですけども、趣旨を変えれば賛成ということであれば、1なので、そうすると、6ということになるのではないですか。だから、そのほかは、鎌田先生も入れて14人いらっしゃるわけで、6が強い反対意見のときに、果たしてそれを反対意見が多数と言えるのかどうかということだと思います。
- 鎌田座長 前の回にも鵜瀬委員からは、ヒアリングはすることに反対だという意見を頂いていたものですから、今、それも含めて、今日の見解も合わせて、反対の方でカウントをさせていただいたのです。
- 鵜瀬委員 反対とカウントしていただいて構いません。
- 紀藤副座長 そうすると7対6ですよ。あと鎌田先生を入れて8対6ということですか。そういう趣旨ですか。
そうしたら、富山委員の趣旨をもう一度説明してもらった方がいいのではないですか。
- 鎌田座長 弁護士立会いに絞ることに対する疑問というもの一つなんですけれども、もう一つ、やはり全体についての御意見というか、もっと幅広く全体についてのヒアリングを受けて、では、そのヒアリング内容を踏まえて我々はどのような課題を取り上げて何をやりますかという、もう一度最初に戻るような形になってしまう。それと同時に、私もどちらかといえばこの課題に対しては、取り調べられる可能性はあっても、検察側の人間ではないという意味では一般人に近いんですけども、私みたいな者が座長をしているということ自体で、一般人の感覚をこの会に反映させるということはそれなりに実現されている。富山委員がいろいろな意見を出しているということも含めて、一般人の感覚が反映される構造にはなっているだろうというふうに思っていますので、ここで課題を絞ってヒアリングを受けて、ヒアリング結果を踏まえて更に審議を深めてということの当否と、もう一つの、やはり1年も改

善策が出されないまま過ぎていったというふうな状態を避けてほしいという大臣の御依頼に応えるには、なるべく早くここでの提言をまとめたということと、その両方を勘案すると、ヒアリングのための日程調整をして、ヒアリングを踏まえた議論の整理をしてということが必然かという、やむを得ないので、次の機会にきちんとした幅広いヒアリングをしていただくということを大臣にお願いしていくというふうな方向を選びたいというのが現在の私の気持ちなんですけれども、いかがでしょうか。

○後藤委員 座長がおっしゃっている次の機会というのは、具体的には何でしょうか。3年後見直しというのは、参考人を呼んで聴くというようなイメージで私は考えていませんでした。参考人を呼んだりするのは、法制審議会ですね。

○鎌田座長 3年後見直しをどの場でやるかということも法務省の判断に委ねられているというふうに私は理解しております。

○後藤委員 見直しは法務省、弁護士会など刑事司法の関係者の中での話し合いになるでしょうから、普通は、そこで参考人を聴くというようなことは行われないように思います。もしも参考人を聴いて、また刑事手続全体を議論すべきだという趣旨で、法制審にそういう諮問をするべきだというふうにまとめられるのであれば、それは一つのまとめ方だと思います。

○鎌田座長 そういうふうな形でもいいけれども、ただ、諮問せよとまで言えるかという、ちょっと。ここでの議論を踏まえて、本格的なしかるべき機関での審議をする機会を作してほしいと、それがここの委員の総意ですという、それはそういう提言といえれば提言の内容になるんだと思いますけれども。

○富山委員 ちょっとよろしいでしょうか。基本線、鎌田座長の考え方に実は私も近いんですけども、これは繰り返し申し上げていますが、やはり刑事司法制度及び法務・検察のありよう全体、これは正に刷新の議論をしているので、私はこの政策決定のプロセス、それからもろもろの、個別には文書管理とかありますけれども、全体のプロセスのイノベーションというのがやはり私は問われているんだと思っていて、さっき半分皮肉めかしく言いましたけれども、やはり政府の中でここが最もある意味、官僚と、ある種の特殊な法曹という空間で政策形成がされているわけで、そこに学者も関わっていますけれども、ある意味、かなり閉じていると思うんです、やはり国民全般から見れば。さすがにほかの官庁は大分開かれてきています。政策決定も、この20年間で、厚労省だってかなりオープンになってきたし、今回のコロナのパンデミックでも、尾身先生とかはすごく国民目線の言葉でしゃべっているんですよ。物すごく分かりやすい、専門的にはああいうふうにしゃべることって物すごく実はリスクを伴うし、すごくストレスを伴いますよね。これは皆さん専門家だから、よく分かると思うんですけども、それを尾身先生はかなりリスクを取って、国民目線でいろいろなことを語っています。やはり私はそういう時代になっていると思うので、そういった意味で今、鎌田先生が言われたような、ある種、ここで議論されている問題を一つの発起点として、今後の政策プロセスにやはりある種のイノベーションを起こすということを、この会議としては強く提言すべきだと思っていて、ヒアリングの問題も、私は幅広さというのはある意味、現代的に、もう一度これもどこかで議論してもらいたいと思うんですけども、この会議でなくていいので。

例えばなんですけれども、今回の、例は悪いかもかもしれませんが、学術会議の問題がありましたでしょう。あれは残念ながら国民の若い人にはあまり響いていないですよ。だから、世

論なんかもすぐ引いていってしまうわけです。学者の先生方にとってはすごく大事な問題で、すごく盛り上がっているかもしれませんが、一般国民の多くは冷めていますよ、この問題。モリカケの方がよほど熱くなっていました。なぜそうなのかと言ったら、恐らくそういったアカデミアの世界の問題意識とか、そういったコミュニケーションというのが正直、一般国民に届いていなかったことの僕は証左だと思うんです。

だから、そう考えてしまうと、やはりこのネットの時代、こういったデジタル化の時代において、こういった政策プロセスというものが、皆さんは国民、国民と言うけれども、国民ってすごく曖昧な概念で、国民に分かるとか説明と言うけれども、では、政府が出しているいろいろな文書がありますよね、例えば財務省もいろいろな建議を出していますけれども、あれを一体何%の人が読んでいるのか、あるいはこの会議体でやったことをどれだけの人が読むのか、そういうことをやはり真剣に考えるべきで、本当に真面目に国民とコミュニケーションをするのであれば、今日みたいな議論は本当はポンチ絵だか漫画だかで説明すべきなんです。そういうことをやっていかないと今の国民は読んでくれないので、だから、そういったことも含めて、私は、さっき鎌田先生がおっしゃったような、何か次のプロセスに投げていくのであれば、それはその形で僕はいいと思います。

ただ、そこは今申し上げたような脈絡で、ある種イノベーションを促すような投げかけをこの会議体でできたら、私はすばらしいと思うし、この先の法制審議会に諮問しろと言うにしても、僕はやはり法制審議会の在り方というのは本当に変えるべきだと思います。余り刑事の方は知らないけれども、正直言って、会社法を含めて、法制審議会についてすごいなと思ったことはないで、そこはやはり現代の社会において、ありようというのは、これは明治から続いている仕組みですけれども、そういうものに対してこの会議がすごく有効かつ有力な提言を、鎌田座長を中心に、していただけると、これは本当に国民の財産として残るような気がしますので、そういう観点で鎌田先生の基本方針には私は賛成いたします。

○鎌田座長 実際にどういうまとめ方になるかによっては、また御意見が変わってしまうかもしれないので、次回に向けて、こんなふうにしてはどうかという提案をさせていただければと思うんですけれども、後藤先生、どうですか。まだ御意見が。

○後藤委員 私の意見は今までどおりですけれども、一つだけ確かめると、仮に、法制審といわないまでも新たな会議体の場で参考人も含めて議論すべきだということを言うとしても、それは私の理解では制度化についての議論だと思います。ですから、それと、取りあえず現行法の下でもやってみたらよいのではないですかという提案をすることとは矛盾はしないですね。

○鎌田座長 矛盾はしないというか、現行法の下で試しにやってみましょうというのは、逆に法制審議会の議題にはならないと思います。だから、それはそれであって、しかし、例えばこの会議体から刑事司法手続の大改革を提案したと言ったら、改革が実現できるかという、それはちょっと疑問なので、むしろ、この会議体はキックオフの会で、あとはしかるべきところでしかるべきメンバーで、慎重にやるべきものは慎重に、急いでやることは急いでやってくださいというふうなことを大臣にお願いする。そのときに、この場でこういう意見がありましたというところはできるだけ幅広く収録した方が有益だろうということで、現在御提案申し上げているように、多数意見だけではなくて、それとまるきり違った少数意見も入れることで、次のステップの参考にしてもらおうというのが今、私の考えているところです。

篠塚委員。

- 篠塚委員 このたたき台の初めのところというのが非常に重要になってくると思うんです。富山委員が非常に目からうろこが落ちるような鋭い視点でおっしゃっていただいて、我々法律家としては目が届かない、あるいは限界を超えるようなことをきちんと言われているので、本当はいつそのこと、初めの部分は富山委員にまずたたき台を書いていただいたら、非常に迫力があるものになるのでは、もちろんその後、直すのは皆で直せばいいと思うんですけれども、そういう提案をしたいんですけれども、いかがでしょうか。
- 鎌田座長 富山説を、「はじめに」がいいのか「結び」の方が締まるのか分かりませんが、素案を出していただいて参考にさせていただきたいと思います。
- 富山委員 鎌田先輩にお任せしますので。趣旨は十分分かっていたと思いますので。もちろん、ちゃんとサポートはいたします。
- 鎌田座長 どうぞ、副座長。
- 紀藤副座長 鶴瀬さんの御意見をちょっと誤解していた面があるんですけれども、6人は強い反対意見で、鶴瀬さんの発言は趣旨がちょっと違って、ちゃんと提言がまとめられるんだったら必要ない、そういう意見なんですかね。基本的にはそういう意見というふうにも思えるんですけれども、どうなんですかね。提言なく、今のような状態の、いろいろな意見が並ぶような意見ということを前提にしているんですかね。提言あればいいという考え方はあり得ると思うんですよね。
- 鶴瀬委員 ヒアリングについてですか。
- 紀藤副座長 そうです。
- 鶴瀬委員 もう一回再現するのも時間が掛かってしまって申し訳ないんですけれども、エビデンスが必要というお話を拾っていただきましたけれども、それから、刑事手続は不断の見直しが必要であるということですね。ただ、それは個別の論点を1個やるのではなくて、全体のバランスの中で議論すべきなので、やるとしたら全体的に見直しをすべきではないかと。だから、立会いの問題だけを取り上げて議論をするということにまず反対をしております、したがって、そのためのヒアリングについても要らないのではないかと、そういうふうになげたつもりです。
- 紀藤副座長 だから、それを逆に読むと、全体の議論をするのであればヒアリングはしてもいいということに多分なると思うんですよね、理屈的には。
- 鶴瀬委員 全体の議論をここですということですか。そのことについては余り現実の可能性として考えていなかったの。
- 紀藤副座長 鎌田座長と同じような意見になるということですかね。
- 鶴瀬委員 はい、別なところで、しかるべきところだと。
- 紀藤副座長 だから、ほかの委員の強い反対意見を述べる方とはちょっと違うのかな。
- 鶴瀬委員 切り口は違ったかもしれません。
- 紀藤副座長 切り口が違うんですね。
- 鎌田座長 河合委員。
- 河合委員 私も鶴瀬委員と全く同じ意見です。つまり、今、紀藤委員がおっしゃったような、全体をやるとしたらこの会議では荷は重すぎて、それは無理だろうと。弁護士立会いだけを取り上げるのは、やはりそれは、全体を見ないでやるのは、私としては反対だということ

す。

○紀藤副座長 そのフェーズというか、その理屈で確認しておきたかったのは、意見書のたたき台の関係の中身に正に関わっているんですけども、この会議体でやるには荷が重いで終わるのか、この会議体で荷が重いからここでやってほしいという提言になるのかというのは、反対意見の中でニュアンスの違いがあるのかを確認したいだけなんですよ。つまり、鶴瀨委員も河合委員も、この会議では荷が重いけれども、ほかの会議体でやるべきだということまで来ているのであれば、最大公約数でほぼ全員一致できるというか、そういうことですよ。

○鎌田座長 そこはちょっと微妙なんですよ。

○紀藤副座長 そこは微妙なんですか。それぞれの委員にまた違いがあるというのでしょうか。

○河合委員 別の議論ではないですか。

○紀藤副座長 別の議論ではないですよ。だって、理詰めで詰めていった場合に、反対意見を言う以上は、その反対意見の根拠、射程があるはずなので、その射程の議論を詰めているだけなんですけれども。

○鶴瀨委員 私は、もう一つついでに申し上げますと、小林オブザーバーが7ページの修文意見を出されていることに関連して、全体的な見直しをするときに、それが3年後の見直しを特定した方がよければそうですし、そうではない場合もあると思うんですけども、そのときに必ず弁護人立会いの点を議題として取り入れるべきであると、検討対象にすべきであるという合意ができれば、そういうことを書いてはどうかという提案もいたしました。

それはなぜかという、制度の問題だけでないかもしれないので、もし3年後の見直しが制度の問題、あるいは法律事項だけだとすれば、漏れる可能性があるわけですけども、刑事手続全体の見直しの中に弁護人立会いの問題を入れるべきであると、そういう提案をしてはどうかという提案をいたしました。なので、そこを捉えれば積極と思われたのかもしれないんですけども。

○紀藤副座長 私はそういうふうにとったんです。だから、反対意見の中にも、反対するだけで終わる人と、反対した上で、反対はするけれども提言には盛り込むべきだということまで行く人と、やはり2種類に分かれるのであれば、そこは意見の骨子では詰めておかないといけないと思うんですけども、ほとんどの方が、ここはふさわしくないと言いながら、では何も言わないのかと言われたら、やはりここでふさわしくなければ、どこかではやるべきだということに普通はなるというのが考え方でしょうけれども、そこまでコンセンサスができるのであれば、鎌田座長の先ほどのまとめは別段、反対までする必要はないのかなとは思いますが。つまり、参考人を呼ぶか呼ばないかにかかわらず、そこまでの提言ができることであれば、まあいいのかもしれませんが、ただ、エビデンスが必要という、さっきの鶴瀨委員の話から考えると、私はエビデンスは必要だとは思っていますが、その方が説得力を増すという意味で必要だと思うんですけども、提言が出せる意味であれば、まあここで細かく詰めることはできませんので、それはそれでいいのではないかとこのふうにも思います。

それから、あと1点だけ。運用でできることは、やはり3年という単位でやっていいことかどうかというのは、やはり議論した方がいいのかなと思うのは、国際的な世論からの評価、それから国内的な批判に耐え得るということを双方で考えたときに、3年後見直しという3

年という期間が長すぎないかというふうにも思われるので、運用開始は、3年後見直しのときに、その運用を見て見直しもできるということまで考えると、それはできるだけ早期に開始した方がいいのではないかというふうには私は思います。

○鎌田座長 篠塚委員，どうぞ。

○篠塚委員 国際的な理解を得るためにという中で、以前ちょっと提案したのは、もっと日本にいらっしゃる外国人記者クラブとの連携を深めて、常時発言する、それは日本語でもできる話ですから、そういうのを頻繁にすることも重要ではないかというふうな提案をしているので、是非これは盛り込んでいただきたいというふうに思っています。

やはり理解を得るためには、今、例えば日本は弁護人立会いについては別に否定していませんよと言って、その次の質問が多分来て、では実際どれぐらいあるんですかと、ありません、調べていませんと、ここでは通用するかもしれませんけれども、外国の記者には絶対に通用しないと思うんですよ、数字を出さないと。それについて今、検討しています、でもいいんですけれども、やはり日本の刑事司法の信頼性を高めていくために何をするかという原点に戻って、提言も検討していく必要があるんだと思います。

○鎌田座長 これは深入りしていくと、警察の問題にも立ち入らざるを得なくなっていくようなテーマですので、表現の仕方は工夫をさせていただいて、次の回までに、どんなまとめ方にしていくか、それから、今日頂いた御意見をどう取り込んでいくか、また、今日言い切れなかったものもおありかと思しますので、それらを含めて、次の回に御点検を頂くということで、いろいろ配慮しながら起案をしなければいけませんので、ちょっと時間を頂戴して、次の回の前には原案を御覧いただいて、それを見た上でこの場に出てきていただくというような手順を作っていきたいと思っておりますけれども、ヒアリングはなしに決定ということでよろしいですね。申し訳ありませんけれども。

○篠塚委員 条件つきで。

○鎌田座長 そんな進め方で大丈夫ですか。

○紀藤副座長 ヒアリングのところではなくて、迅速さのところではちょっと意見ですけれども、運用のところは正に迅速さが必要だと思いますし、私はこの法務省のホームページに上げられているQ&Aがとても気になっていて、やはり「弁護人が立ち会うことを認めた場合、被疑者から十分な供述が得られなくなることで事案の真相が解明されなくなるなど、取調べの機能を大幅に減退させるおそれが大きく」と、こう書いてあることは、国際世論から見ると全く信用されないと思います。弁護人が立ち会ったら事案の真相の解明が遠のくというような言い方をこのままストレートに書くことが国際的な評価を得られるかといったら、それは正に、これは人権に反すると単純に回答が来るだけであって、迅速という観点から見ると、法制審ではいろいろな議論があったわけですから、あえて言うと、賛成の議論はあったことは書くべきだし、それから、録音・録画を始めましたと書いてあるんですけれども、録音・録画を始めたなんて言われてしまうと、日本は30年後れているのかと議論になってしまうので、やはりこの書きぶりとかは実態に合うようにQ&Aを直さないと、僕は、早急に直さないと、国際的な世論的な評価はむしろ落ちると思います。それは最後に指摘しておきたいと思っております。

○鎌田座長 分かりました。特に外国向けの広報については、いろいろな意味で十分に配慮して、防衛に専念するのではなくて、もうちょっと積極広報へも転じていかないといけないと

思いますので、また省内で御検討いただければと思います。

それでは、次回に向けて、先ほど申し上げたような形で、本日の議論を含めた取りまとめの素案、「はじめに」と「結び」に、結びが一番大事になると思いますので、これも骨子を、必要によっては富山委員にもお知恵を借りながら、まとめていきたいと思います。次回の日程等につきまして、事務局から説明をしていただければと思います。

○保坂事務局 それでは、事前に調整させていただいた結果でございますが、次回の第8回会議については、現時点では、日付のみ御連絡させていただきます。次回は12月10日木曜日でございます。時間は再度、調整をした上で早急に御連絡するようにいたします。

○鎌田座長 大変長時間にわたりまして熱の籠もった御議論を頂きまして、ありがとうございます。本日はこれにて散会とさせていただきます。どうもありがとうございました。